

平成17年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成17年3月11日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 36番 東泉富士夫議員
1. 小中学校の安全強化対策について
 2. 栄養教諭の準備について
 3. 相次ぐ小中校のセクハラについて
- 59番 菊地弘明議員
1. 教育行政について
- 28番 平山啓子議員
1. 保健行政について
 - (1) インフルエンザ予防接種について
 2. 行政サービスについて
 - (1) 労働問題について
 - (2) 無料法律相談について
- 31番 太田久美子議員
1. 新市のまちづくりについて
 - (1) 市民の新市への要望について
 - (2) 市長選での公約実現について
 - (3) 新市建設計画について
 - (4) 新市財政計画について
 2. 福祉行政について
 - (1) 国保税の引上げについて
 - (2) 第2期介護保険制度について
 - (3) 成人病検診について
- 2番 大林 實議員
1. 現代に対応する学校教育のあり方
- 35番 吉成伸一議員
1. 行財政改革について
 - (1) 事務事業評価制度導入について
 - (2) 職員の適正な定員管理計画と人材育成計画について

2. 那須塩原市として市民が一体感を生むためには
 3. NPO法人の育成と役割について
 4. 地域における防犯について
- 6 1 番 君島幸三議員
1. 地上放送デジタル化について
 2. 塩原支所、出張所の庁舎建設について
- 5 5 番 武隈一郎議員
1. 京都議定書と新エネルギーについて
 2. 地域防災と機械器具の最大限活用について
- 日程第 2 議案の各常任委員会付託について
- 日程第 3 請願・陳情等の関係常任委員会付託について

出席議員（58名）

1番	玉野宏君	2番	大林實君
3番	松村宣夫君	4番	相馬義一君
5番	田中恂君	6番	中村芳隆君
7番	山本はるひ君	8番	印南一子君
9番	臼井元夫君	10番	藤田政徳君
11番	田中三郎君	12番	伊藤甲三君
13番	亀田哲男君	14番	室正倫君
15番	田代芳寛君	16番	長谷部幹男君
17番	植木弘行君	18番	植竹伸一君
19番	臼井一巳君	20番	五味渕薫君
21番	平山英君	22番	笠間厚君
23番	君島行雄君	24番	水戸滋君
25番	江連比出市君	26番	関谷暢之君
27番	室井俊吾君	28番	平山啓子君
29番	木下幸英君	30番	鈴木一美君
31番	太田久美子君	32番	小出孝二君
33番	岡本栄次君	35番	吉成伸一君
36番	東泉富士夫君	37番	君島一郎君
38番	石川英男君	39番	木村清次君
40番	古山正君	41番	金子哲也君
42番	若松東征君	43番	高久武男君
44番	相馬司君	45番	人見菊一君
46番	早乙女順子君	47番	相馬春夫君
48番	塩澤昭男君	49番	福田幸治君
50番	山本幸治君	51番	益子昌寿君
52番	磯紀則君	53番	斎藤和夫君
55番	武隈一郎君	56番	松原勇君
57番	生田目孝志君	59番	菊地弘明君
60番	長浜昭一君	61番	君島幸三君

欠席議員（3名）

34番	齋藤寿一君	54番	大島昇君
58番	渡邊穰君		

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	収入役 職務代理者	久保井章君
教育長	渡辺民彦君	総合政策室長	山田勉君
企画情報課長	高藤昭夫君	秘書課長	三森忠一君
総務部長	佐藤邦昭君	総務部次長	君島寛君
総務課長	平山照夫君	財政課長	松本睦男君
生活環境部長	相馬力君	生活環境調整 班長	高塩富男君
(黒)環境課長	常盤實君	(西)生活環境 課長	手塚定雄君
(塩)生活環境 課長	君島淳君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整 班長	向井明君
(黒)高齢福祉 課長	薄井亀君	(西)保健課長	塩谷章雄君
(塩)福祉課長	笹沼敏孝君	産業観光部長	田代仁君
産業観光調整 班長	臼井好明君	(黒)商工観光 課長	菊地一男君
(西)農務課長	川上政君	(塩)観光課長	小池則男君
建設部長	君島富夫君	建設部次長兼 建設調整班長	亀山栄一君
(黒)都市計画 課長	枝幸夫君	(西)道路課長	江連彰君
(塩)建設課長	志田孝夫君	水道部長	君島良一君
(黒)水道課長	金沢郁夫君	教育部長	千本木武則君
教育総務課長	田代哲夫君	選管・監査・ 固定資産評価 事務局長	織田哲徳君
農業委員会 事務局長	八木源一君	黒磯支所長	泉谷暁君
西那須野 支所長	田口勇君	塩原支所長	櫻岡定男君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	渡部義美	議事課長	斉藤正夫
庶務係長	石井博	議事調査係長	斉藤兼次
庶務係	沼野井孝子	議事調査係	石塚昌章
議事調査係	渡邊静雄	議事調査係	高塩浩幸

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（人見菊一君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は57名であります。
(遅刻議員1名)

◎議事日程の報告

- 議長（人見菊一君） 本日の議事日程はお手元に
配付のとおりであります。

◎市政一般質問

- 議長（人見菊一君） 日程第1、市政一般質問を
行います。
発言通告者に対し、順次発言を許します。

◇ 東 泉 富士夫 君

- 議長（人見菊一君） 36番、東泉富士夫君。
〔36番 東泉富士夫君登壇〕
○36番（東泉富士夫君） みなさんおはようござ
います。36番、東泉です。

私の市政一般質問は、教育行政について、3点
ほどご質問をいたします。

まず、最初に小中校内の安全強化対策について、
近年凶悪な事件、犯罪が年々ふえているのが現状
であります。一番安全と思っていた学校内での事
故、事件の発生もふえる傾向にあり深刻な問題に
なってきております。特に大阪教育大附属池田小

学校を初め、今年2月に寝屋川市の市立中央小学
校で起きた殺傷事件は記憶に新しいことでありま
す。

これらの対策として、校内への不審者に対する
防犯訓練をしている小中校も相当見られます。し
かし、最近の凶悪な事件を見ると、自分の身を守
るすべを持たない児童生徒には限界も感じられま
す。その強化対策として、既に東京の一部の区を
初め大阪府の全小学校では、警備の常駐も既に決
めているようであります。現状を考えると、この
安全強化対策は大変重要なことであると思いま
す。何か事件が起きてから手を打つのでは後手にな
ってしまいます。事件、事故の予兆を感じたときに、
いかなる対策をとるかによって、事件、事故を最
小限に食い止め、また未然に防ぐこととなります。
今後、小中校内の安全強化対策として警備員を配
置させるお考えがあるかどうかお伺いいたします。

次に移ります。

栄養教諭の準備について。

今年4月から本格始動する栄養教諭は、学校で
食に関する教育を推進し、子供に望ましい食習慣
を身につかせようという理念のもとに創設され
た教育職であります。

昨今、朝食は食べないとか、スナック菓子が主
食など、子供の食生活の乱れが深刻化しているよ
うであります。制度を導入するかどうかは、都道
府県、教育委員会の判断にゆだねられております。
しかし、乱れた食生活は低年齢の生活習慣病発症
の引き金となったり、慢性的疲労感や集中力欠如
の要因ともなっており、学校生活や学習活動に支
障を来すケースも指摘されております。

今後、栄養教諭の果たす役割は大変大きいと考
えています。都道府県によっては、来年度からの
導入に向け、準備中と伝えられております。栄養
教諭の準備はどのような方向で進んでいるのか、

お伺いいたします。

最後に、3点目の相次ぐ小中学校のセクハラについて。

教師とは、人を教え、育てることを使命とし、他の人たちの模範となることが求められている。しかし、最近、教師の児童生徒に対するセクハラが相次いで発覚している。盗撮や下着泥棒などの破廉恥事件も起きているのも現実であります。

事件の1つは、県北の中学校で起きている。男性教師が昨年、部活動の中で複数の女子生徒にセクハラ行為を行っていたことです。教師としてあってはならないこと、起こしてはならないことでもあります。教え子へのセクハラに及んでは言語道断である。破廉恥教師はごく一部だと思うが、許すことはできない。教育改革が問われている昨今、大変重要な問題であります。相次ぐ小中学校のセクハラ事件について、本市はどのような考え、姿勢で臨んでいるのかお伺いします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（人見菊一君） 36番、東泉富士夫君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

36番、東泉富士夫議員の市政一般質問にお答えいたします。

小中学校の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

子供たちが楽しく、安心して学べる場であるはずの学校や登下校の途中で、児童や教員が犠牲になる事故が起きておるということは、誠に残念であります。今まで以上に子供たちが安心して学校生活を送り、地域で学べるような環境をつくっていく必要があると考えております。

そのためには、学校の防犯対策はもちろんであ

りますが、社会全体でこうした卑劣な行為を許さないという思いを共有していただくためにも、地域の協力をいただき、防犯活動をさらに根づかせていかなければならないと考えております。

今後、関係機関や防犯活動を実践している団体とともに連携をし、子供たちが安心して学び、登下校できる地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

具体的な事項につきましては、教育部長より答弁いたさせます。

以上です。

○議長（人見菊一君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） それでは、引き続きご答弁を申し上げます。

まず、小中学校内の安全強化対策についてでございますけれども、本市においては平成16年度、文部科学省の地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業の指定を受けた東小学校が、地域社会と連携を図った防犯体制の整備、研究、実践をしております。来年度は東原小学校が研究に取り組む予定になっています。

また、17年度文部科学省指定の先ほどとは別の研究学校として、地域学校安全指導員の配置を東原小学校、稲村小学校、青木小学校で実施する予定です。この事業は、防犯の専門家や警察官のOBの協力を得て、地域学校安全指導員を委嘱します。学校内外を定期的に巡回して、警備のポイントや改善すべき点について具体的に検証していく事業であります。警備員を那須塩原市内全小中学校に配置いたしますと、相当の人件費の経費負担となります。現時点におきましては、財政上の課題もあり、警備員の配置は難しい状況となっております。

続きまして、栄養教諭の準備のご質問にお答えをいたします。

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、児童生徒が将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する自己管理能力や望ましい食生活を身につけさせることが必要です。

文部科学省では、中央教育審議会の食に関する指導体制の整備についての答申を受け、平成17年4月から栄養教諭制度を創設することになりました。栃木県教育委員会でも、栄養教諭育成のための準備を始めております。

次に、相次ぐ小中学校のセクハラについてどのような考え、姿勢で臨んでいるかのご質問にお答えいたします。

県教育委員会でも、教職員の服務の厳正については、県内すべての小中学校に通知などで注意を促している現状があります。先月、2月14日、栃木県臨時小中学校長会議が開かれ、県教育長から厳しく言及されております。市でも、校長会、教頭会等で教職員の服務の厳正について直接指示し、あるいは文書で注意を促し、事件の防止に努めています。

セクハラ行為に対しては、絶対やらない、絶対許さないという強い姿勢で臨んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（人見菊一君） 36番、東泉富士夫君。

○36番（東泉富士夫君） それでは、再質問をいたします。

ただいま3点についてご答弁をいただきました。その第1点として、小中学校の安全強化対策について、今後、本市において警備員を配置するかどうかということについて、現時点では、人件費等が難しいので、難しい状況にある、このようなご答弁をいただきました。また、旧黒磯市においては、各研究校等を設けて、今までもしっかりとそ

の体制に取り組んできたというようなことを今お伺いしたわけでございます。これは大変結構なことだと思います。

しかし、私は今日ほど、児童生徒が登下校初め、安全とされてきた校内における安全が脅かされている時代はないと思っております。今後、ますますその安全が懸念される状況にあると言っても過言ではないと思えます。

そこで、1つ提案でございますが、大変現時点では人件費等で非常に実施はなかなか難しいということでございますので、できましたらボランティアの皆さんによって、その辺の警備をお願いし、支えていただくということも、今後1つの方法ではないかと思えますが、この点については、市長はいかがお考えか、お伺いします。

○議長（人見菊一君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 具体例を申し上げますと、例えば青木小学校の学校後援会の皆さんが、ボランティアで安全パトロールを実施するという事で、立ち上がるべく現在、準備を進めているというお話も聞きました。各小学校では、PTAの方を中心に、校外の防犯、登下校の安全監視パトロールをそれぞれ強めていることはご承知だと思います。

今後、校内について、ボランティアのかかわりについては、先ほど警備員という提案を受けましたけれども、あらゆる方法、手段を否定せずに、できるところから頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 36番、東泉富士夫君。

○36番（東泉富士夫君） 今、教育部長からそのようなご答弁をいただきました。ぜひ、この那須塩原市内全域において、やはり今大変な社会、不安な状況にございますので、万全の体制でお願い

して、ぜひとも、やはり親御さん、児童生徒が安心して通学、また学校で勉強ができるような環境づくりに努めていただきたい。ぜひ、この辺もボランティア等についてもよろしくお願いをしたいと思います。

次に、2点目の栄養教諭の準備について、ご答弁はいただきました。現在、栃木県においても、県の教育委員会でも準備を進めているということで、一日も早い実施を要望しておきたいと思えます。

次に、3点目の相次ぐ小中校のセクハラについても、どのような考え、視点で臨んでいるかというご答弁をいただきました。私なりに理解をさせていただきました。しかし、私はこの問題は、教育の根幹を揺るがす重要な問題であり、課題であると、このように考えております。

教育者がこのような常識的には考えられないような問題を起こすということに、私は根本的な問題が幾つか考えられます。1つは、採用試験に問題はないのかということでございます。現在は、一度採用試験に受ければ、基本的に退職のときまで通用することに問題があるのではないか。この辺についても、文部科学省はどのような考えをしているのか、できましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 現在までのところ、教員採用試験に合格して採用されますと、定年まで資格といいましょうか、それは継続されます。しかし、指導上のいろいろな問題が起きたときに、これはさきに県のほうから懲戒基準が示されましたが、厳しく対処するというようになっております。

最近の新聞報道で、まだ公式ではありませんが、教員の資格について、途中でこれを見直していくという報道がなされておりますけれども、まだ公

式に文書が来ているわけではございません。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 36番、東泉富士夫君。

○36番（東泉富士夫君） 大変よくわかりました。

もう一つは、この問題を感じます。刑の軽さが犯罪を助長しているのではないかなという疑問も感じております。現在、公務員でも民間会社でも、社会的に大きな問題を起こした場合、懲戒免職とか首になってしまうことが多いと思うのです。県北のこの男性教師に対する処分はどのようなものであったのか、もし把握してありましたらお知らせ願いたいと思えます。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） ちょっと今、資料がございませんが、この懲戒基準の中でセクハラの度合いによるわけでございますけれども、停職何か月という処分が一般に行われるようになっております。ただ、教師の身分でそうした行為を行って児童生徒の前に立つということについては、非常に責任問題がありますし、教育的な配慮もございますので、極力、これは黒磯市内にも起きたことですが、本人の反省を促して自主退職といいたまうか、依願退職をしていただくという方向は、私としては考えてやってみました。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 36番、東泉富士夫君。

○36番（東泉富士夫君） 大変厳しい処分をされていると、このように理解をいたしました。私は当然のことであると、そのようにも思っております。

今後とも、とにかく教育者、これは本当に人を導いていくという非常に大事な立場にございます。本当にこの問題をさておいて、教育問題、教育改革というのは非常に私は難しいと思えますので、今後ともその辺についてはよろしくお願いをした

と思います。

ありがとうございました。私の質問は終わります。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 新聞で県北地区という報道が2度ほど大きく出されました。これは那須地域の事故ではございません。もう少し西のほうといたしましょうか、大分地域が大きく違っておりますので、新聞報道は地域を報道しておりませんので、どうもこっちのほうではないかと誤解を招いているのですが、そうではございませんでしたので、追加して説明させていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（人見菊一君） 以上で、36番、東泉富士夫君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 菊 地 弘 明 君

○議長（人見菊一君） 次に、59番、菊地弘明君。

〔59番 菊地弘明君登壇〕

○59番（菊地弘明君） 傍聴者の皆様、本日は大変ご苦労さまでございます。

質問時間が20分しかないため、次の世代を担う子供たちについて一番大切な教育行政についてのみ、4項目質問いたします。

1、習熟度別学習の現状と今後の進め方についてお尋ねをいたします。

2、OECD加盟国の学習到達度40か国調査、いわゆるPISA調査が平成16年12月7日公表され、我が国は読解力を初め、その他の面について低いレベルとの指摘がされたわけですが、当市においては、読書習慣を身につけようと、朝読書を実施しておりますが、その効果のほどはいかがですか。

3、ゆとり教育を掲げた学習指導要領の全面的な見直しを中山大臣が中央教育審議会に要請いたしました。今後、起こるであろう問題点はどのようなものかと考えているのか。また、それらの対策はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

4番目、学習指導要領の改定をにらんで、さまざまな取り組みがなされておりますが、担当課で把握しているものがあれば、また検討しているものがあれば教えてください。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 59番、菊地弘明議員の市政一般質問にお答えをいたします。

教育行政についての質問にお答えをいたします。

学校教育は人づくりであり、特に義務教育の9年間は人格の基盤づくりの時期であります。子供たちには基礎・基本を確実に身につけさせ、みずから学び、みずから考える力を育成することは、学校教育の大きな目標の1つであります。

市といたしましては、この目標達成に向けて個に応じたきめ細かな指導を推進するため、教職員の充実を図ってきました。平成17年度の当初予算におきましても、少人数学習の実現に向け、教科別指導講師や学校生活適応支援等の臨時教師を、平成16年度と比較して26名増の103名を雇用するため、多くの予算を計上いたしております。これらの臨時教師を活用し、一人一人に応じた指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

具体的な事項につきましては、教育長より答弁いたさせます。

以上です。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） それでは、ただいまの菊地議員のご質問に順次お答え申し上げます。

まず、習熟度別学習の現状と今後の進め方についてのご質問にお答えいたします。

習熟度別学習の現状についてであります。各学校での方法はさまざまでございます。より個に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図るため、工夫し、実施しているところでございます。

中学校においては、数学、英語を中心に実施、コース選択については、単元や時間で変わることがほとんどでございまして、その都度メンバーがかわります。方法については少人数指導、コース別指導、チームティーチングと言われるTTの指導などが行われております。

小学校においては、一部分の実施でございますが、学年が進むにつれて実施時数は多くなっております。教科は算数がほとんどですが、学校によっては他の教科も一部実施しております。方法については、少人数指導、コース別指導、TTの指導などが行われております。必要性がある時間において、部分的に導入されております。小学校も中学校も教師がコースを決めるのではなく、児童生徒に選択させて実施しています。

今後の習熟度別学習の進め方についてですが、今までと同様、必要に応じて実施してまいります。子供たちにとって、どの指導方法が一番適切かを考え、TT、少人数指導、コース別指導、習熟度別学習等を必要に応じて取り入れてまいります。

次に、朝の読書の効果についてのご質問でございますが、朝の読書活動につきましてはどの学校でも実施してございまして、その効果も上がっていると聞いております。具体的には、集中して読書し、1校時の授業に落ち着いて入っていくことができる、本を読みたい、調べたいなど、非常に読

書に対する意欲が盛り上がってきた、読むだけでなく、聞く姿勢にも真剣さが見られるようになったなどでございます。

学習指導要領の全面的な見直し後の問題点とその対策、それから学習指導要領の改定において担当課で検討しているものがあるかの質問についてのお答えですが、学習指導要領につきましては、不断の見直しを図っていく観点から、平成15年10月に答申を受け、それに基づき、平成15年12月の学習指導要領の一部改定が行われました。しかし、社会の急激な変動とともに、学力の低下傾向などの課題について、中央教育審議会の結果に基づいて具体的な対策が示されるものと考えます。

本市としましては、既に2学期制を導入し、授業時数の確保に努力していますし、学力テスト、つまずき発見テストにより、基礎学力の向上に努めています。また、家庭学習を充実させるための対策として、ステップアップドリルを導入して進めてまいりました。

現行の学習指導要領につきましては、知識や技能を詰め込むのではなく、基本的な知識や技能をしっかりと身につけさせ、それを活用しながら、みずから学び、みずから考える力などの生きる力をはぐくむという理念や目標を掲げております。それを受け、各学校では目標の達成に向けて取り組んでいるところですが、今回、そのねらいを十分達成しているかどうか、必要な手だてが講じられているかなどに課題があると、その課題の解決に向け、中央教育審議会が検討に入っている段階です。

したがって、今後、学校の状況を把握して審議されることになると考えられますが、どのような方向性が示されるか、審議の動向を重視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） それでは、まず初めに、1番の習熟度別学習についてお尋ねをしたいと思えます。

各学校においてそれぞれ行われているというようなことでございますけれども、小学校では、何か塩原さんが実施していないというようなことでございますけれども、ここについては実施するお考えがあるのかどうか、まずお尋ねをしたいと思えます。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 基本的には実施してまいりますけれども、塩原地区の小学校につきましては、学級の定数が非常に少ないのです。したがって、現時点でこれを少人数とかTTに分けてやるという必要性がほぼないと言っていい状況です。ただ、できるだけ授業の理解度を深めるといふ点につきましては、教員の加配を平等に進めておりますので、そうした方向で進めてまいりたいと、こう考えております。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） これは合併による公平、平等感が損なわれるのではないかなという感じで質問したわけなんですけれども、ほかの学校では特別の教科について集中的にやっているわけですよ。もちろん塩原さん、人数が少ないからという、目が届くことは当然でありますけれども、習熟度となりますと、集中的にやるというようなことから言いますと、やはりその辺のところは考えていかなければならないのではないかなというふうに私自身思ったわけなので、それでもってお尋ねをいたしました。

また、習熟度別をやっておるわけなんですけれども、やはり今後とも今のようなスタイルでやっていくのだというようなお話でございますけれども、

も、学年を越えた習熟度別学習というのは考えられないでしょうか。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） この学習内容につきましては、学年ごとに内容が決められております。目標も決められております。したがって、学年を越えた編制というのは、今のところ考えておりません。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） さいたま市立高砂小学校においては、この学年を越えた習熟度別学習をやっております。一人一人の子供に合わせた学習を追求していた結果の異学年習熟度別学習であると。そして内容を言いますと、学年を越えた習熟度別学習は国語、算数、理科、音楽、体育、個人差があらわれやすい教科、単元を中心に、発達段階も考慮して、第3学年以上で3年生と4年生、4年生と5年生と、2学年の2クラスをペアクラスとした。そしてこの学年を越えた習熟度別学習の実施のために、例えば国語では書く力に焦点を当てて、幼小中の関連も踏まえて指導目標や内容を7段階に分けて、子供の実態に合わせてステップアップ学習ができるカリキュラムを開発したというようなことでございます。

やはり、今のまま行くということではなくて、ぜひともこういうものも参考にさせていただきたい。子供たちからは、友達や上級生が教えてくれて楽しかった、いろいろな考えが出て、教え合いができてよくわかった、自分のペースで勉強できた。要するに授業が楽しかったというような感想が出ておるわけでございます。

ぜひともご検討のほどをお願いしたいと思いますけれども、教育長さんのご見解をお願いいたします。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 議員のおっしゃるとおり、学習の進んでいる子供をさらに伸ばすと、そういう視点も大切かと思えます。実はつまずき発見テストを実施して3年目が経過したわけですが、そのテストの結果によりますと、20%から25%の子供がかなりのつまずきがあるということで、旧黒磯市としては、それらのつまずきをいかに補習するか、基礎・基本を充実させるかという点に、今のところ重点が移っておりますが、そうしたものが改善されていきますと、今後、選択学習とか習熟度学習の特に学習の進んでいる子供への配慮、それも今後検討していかなければならないと、こう考えております。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） それでは、2番目に入らせていただきます。

市独自の学力到達度調査の実施が、何か国語、算数において小学校4年生で実施されるというふうなお話でございました。そういう中において、先ほどご質問いたしましたように、読解力低下ということが顕著に出ているわけなんですけれども、教育長さんは、この読解力低下の原因はどこにあるというふうにお考えでしょうか。初めに、それをお伺いしたいと思います。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 専門的にいろいろ分析したものでお答えする用意がないのですが、多分に本を読む時間あるいは本を読む内容、そういうものが不足していると、そういうふうと考えております。その背景には、日本の子供たちは家庭の学習がPISAの調査では最も少ないと、そういう結果が出ております。恐らくテレビとか、そういうゲーム的なものに時間を費やすようになっているのではないかと。その辺を今、心配しておりますが、各学校とも始業前に読書の時間を設けて読書

をすることで、多分に読解力が増していくと。しかし、国語の授業で指導の成果として読解力が増していくということが望ましいわけですが、その周辺の努力も必要かと、こんなふうと考えております。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） 確かに読解力低下の原因というのは、今、教育長さんがおっしゃいましたように、読書量やテレビ視聴時間、コンピューターの浸透などで影響が出たんだというふうな新聞報道もあるわけでございます。こういう中におきまして、教育長さん、かなり朝の読書で読解力が向上しているというお話でございますけれども、当市のレベルというのは、ちょっとほかに比較するあれがないのですけれども、要するにOECDの調査なんかで見ますと、読解力が2000年には8番目だったのが2003年には14番目というふうなことで、非常に下がっているわけでございますけれども、当市のレベルというものをまたどの程度にとらえているのか、また、国語力の低下というのは問題にはならないのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 非常に難しいご質問で、適切な答弁ができるかわかりませんが、国語の読解力というのが、国語能力というのがすべての教科の基本になっている、こういうふうにとらえております。算数においても国語の力がやはり基本にあると、こう言われるのです。ですから読書をどこでやるか、国語の時間でやるか、それから余暇の時間と申しますか、家庭や放課後の時間でやるかというふうになるわけです。ですから、いい本を、みんないい本なんですけれども、いい本をできるだけ、ある量を読む。そして、その読書したものについて、どういう感想を持っているか、

今感想文等も、いろいろな角度から感想文を書かせるということも行われていますが、個人的に何冊ぐらい、どのくらい1年間に読書が進んでいるかということも、各学校で調査しながら進めておるようです。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） 今、教育長さんが、国語はすべての基本というお話がありましたけれども、やはり和歌山県の教育委員会でもそのようにとらえております。和歌山県の教育委員会は、新年度から国語専科教員を小学校に起用すると。そのことは、専科教員は各中学校区の研究主任として校区の小学生と連携しながら、中心となって児童の国語力向上を図る。授業は主に高学年を対象に行うというようなことでございます。

このように和歌山県では国語教員をということなんですけれども、お考えはいかがでしょうか。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） どうも私の答弁が回りくどくて、皆さんに迷惑をかけるかと思うのですが、小学校はお1人の先生が全教科、全科目を指導する、そういう体制になってございます。したがって、個人差もあるということが出てくるかと思えます。そういう中で、国語の能力を極力高めようという場合には、やはり議員の言われるように国語専門の教師の、要するに専科教員と申しますが、力をかりるということも1つの方法で。中学校から小学校へ教師を派遣できるかということで、今、その試みは一部なされております。特に数学の先生を小学校の算数教育に充てるということとは当面考えているのですが、国語については、ちょっと議員の要望と、今の現状認識が至っておりません。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） 検討していただきたいと。

そういう中で、もう1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、文部科学省で1月19日に臨時全国都道府県指定都市の教育委員会指導主事会議を開きまして、そしてこのOECDの調査結果の中間まとめを報告して、今後の指導改善の具体的方向を示したというふうな記事があるわけなんですけれども、これらの内容についてご存じでしょうか。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 正確な数字は今持ち合わせておりませんが、特に主要科目、主要教科、この時数をふやせないかということだと思います。総合的な学習の時間というのが週3時間を基本に計画されてきました。この時間がその主要科目の時数を減らしたという過去の改定でございます。それから、土曜日が休みになった。このことで絶対的な学習時間が減ったわけです。それから総合的な学習の時間という新しい科目が入ったということですので、国語、算数・数学、こうした科目の時数をふやす方法をどう取り組んでいかと、こういう課題だと、こう認識しております。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） 読解力向上のためには、テキストを理解、評価しながら読む力を高めること。テキストに基づいて自分の考えを、書く力を高めること、さまざまな文章や資料を読む機会や自分の意見を述べたり書いたりする機会を充実することであるというようなことを言っております。ぜひともそういうことで、よろしく願いしたいなというふうに思っております。

次に、3番目に移らせていただきます。

初めに、どうしてゆとりに転換して学力重視という見直しを指示したのか。初めに教育長さんの

ご見解をお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） これも、実はPISAの調査に基づいてそうしたことが論ぜられるようになったと言います。日本人は、数理系の分野では高い成績を示すのですけれども、考える力とか創造力、問題解決能力、そういう点でかなり劣る、そういう結果が出たために、もう少しそうした考える力、創造力、そういうものを高める。同時にゆとりについては、どうも詰め込み教育で、心のゆとりがない、じっくりと自分で考えて目標を定めて学習する、そうした点で子供たちに時間的なゆとりがないという点が大きかったと、そういうふうに解釈しております。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） 3月9日の下野新聞の記事の中にも、共同通信社が実施をした全国世論調査についての教育が、ゆとり教育は見直すべきだというのが75%であるという記事が出ているわけでございます。その理由は、ゆとり教育の影響で学力が低下したということを言っているわけでございます。

そういう中におきまして、今回こういうようなことが出たんですけれども、先ほど対応としては2学期制とか、つまずき発見テストとか、そういうことで対応はしているようでございますけれども、本市の現場の先生方というのは、どのようにとらえているのかなと、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教員のアンケート調査というものも3年置きぐらいにはまとめられて出てきております。ちょっと記憶が定かではないのですが、これも私も印象の話では失礼でしょうか。

旧黒磯市内の子供たちで、どうも落ち着きがない、学校に落ち着いていられない、そういう子供が年々ふえてきました。この前のご質問にもありましたが、これは多分に発達障害が原因していると、こういうふうに言われるわけですが、そのゆとりをどういうふうにして回復するかということと、現在の非行、犯罪問題、この辺をどういうふうに教育の中で対策ができるかということに、私の方は頭がいっぱいございまして、それらの件について各学校にお願いして、そうした子供たちの心のゆとりというか、落ち着き、そういうものを回復する指導をしてほしいと、こんなふうをお願いしてきております。

教師、先生方自身は、もう限度を越すぐらいに今勤務に携わっていると見ておりますので、先生方がこういう状況の中でどういうふうに教育に尽くせるかとか、力を発揮できるかということについては、今後、いろいろな研究部会を開いて、そしてさらに検討していきたいと考えております。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） このゆとり教育見直し、これにつきましても、新聞報道ではございますけれども、兵庫県の50代の小学校教員は、学力低下の傾向は確かにあるが、教育内容を3割削減した時点で、もう下がるのを予測できた。それを今になって大騒ぎするのは理解できない。また、現行の学習指導要領の目玉である総合的な学習の時間ですか、教科書がないため、教員が手探りで授業に取り組んできた。やっと軌道に乗り始めたのに、もう見直しかと怒る教員が少なくない。文部科学省に不信感を持たざるを得ない。また、新潟県の30代の小学校の先生は、ゆとり教育のねらいは悪くなかったのに、国際学力比較調査の結果がよくなかったからといって、もう見直しではと、こういうご意見があるわけでございます。

先生方もそれぞれにやはり今までゆとり教育というように、今言ったようなことでいろいろ先生方はご苦労なされて、いろいろやってきたと思いますけれども、やはり今後、これらの点について十分先生方のご意見を聞いて、そしていい方向にやっていっていただきたいなというふうに思っておりますし、また、そういう中で、私はこのゆとりを生かした教育が学力低下につながっているというのがちょっと理解できないところもあるのですけれども、本市におけるゆとり教育の実態というのは、生徒たちにとってどうであったのか。そこが一番問題ではないかというふうに思っているのですけれども、教育長さんのご見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） このゆとり教育には、それなりの目的があったと思います。ですから、そのゆとり教育の実を上げる、その成果を評価する、そういうことが大事だと思うのです。そういう時間的な余裕がないまま学力低下の問題が提起されてしまいました。ですから、この点については、私としても少し性急過ぎると、そう考えております。

学力不足をどういうふうにして補うかということが、今、那須塩原市の教育委員会の課題というふうに私は考えております。したがって、学習した内容をより確かなものにする、補習とか指導力を向上させて理解度を高める、子供たちにもう少し家庭で学習をしてほしい、これが念願でございます。ですから、家庭の学習時間をふやす方策をこれから各学校と取り組んでいきたい、こんなふうに考えております。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） 教育長さんのおっしゃるとおりだと思うのですが、村川雅弘鳴門教

育大学教授は、ゆとり教育を批判する前に、どのような学びを実現してきたかを見直す必要がある。子供がおもしろいと感じ、もっと知りたい、学びたいと思い、できた、わかったと喜び、生活や将来に役立つと実感する授業を、果たして展開してきたのだろうかというお話をなさっております。

やはり、生徒が主役でございます。ぜひともこういうこともあわせて、そして、今後大変だとは思いますが、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、4番目にまいります。

先ほど具体的な名前、そのあれが出てこなかったのですけれども、時間が余りないので幾つか言いますけれども、栃木県の葛生町立葛生中学校、ここでは学習意欲の向上のために生徒の授業への満足度を手がかりに、指導の工夫を行ってきた。各教科ごとに満足度を数値化し、授業改善シートの分析などを通して、教科の垣根を超えて一人一人の生徒の学習支援の方策などに役立てることができたというような授業を行っております。

また、先ほど出ましたけれども、大阪教育大附属池田中学校、ここでは総合的な学習と道徳の2領域を廃止して、ドラマ科と市民科の2つの必修教科を設けた。そして新教科設立のねらいは、教育課程のスリム化だと。ドラマ科は、言語をサポートするさまざまな表現力を勉強する。市民科では、環境や健康、国際理解などの今日的な課題のほか、人権、福祉、情報など教科横断的なものも扱う。市民科は、総合的な学習に比べ、担当教員の指導が積極的になるなど、教員の意識に与えた影響が大きかったというふうに言っております。

また、兵庫教育大附属小学校におきましては、乳児など異なった年齢の人たちとの交流を通して、人間の成長と発達について学ぶ教科、人間発達科を開設した。また東京都、有名ですね。東京都品

川、第二日野小と日野中、小中一貫校を平成18年度からスタートさせる。その移行を視野に、9年間を4・3・2の2年に分け、1年から4年で現行の小学生の履修内容、5年から7年で中学校の履修内容、8、9年は中学校の履修内容の発展や応用、さらには高校の内容の一部を指導できるようにする。特に5年から7年では、教科の選択制を取り入れた時間、ステップアップ学習を設定し、その中で異なった学年による学習集団も視野に入れて、習熟度に応じたコース別学習ができるようにするというようなさまざまな取り組みを行っているわけでございますけれども、これらの点についての教育長さんのご見解というものをお聞きしたいと思います。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 幅広いご質問でございますけれども、今、私どもが取り組んでいる教育の基本的なものは、既にご説明してまいりましたが、単に教科を教えるということだけではなくて、人として人格をどう高めるかということに大きなねらいを定めております。したがって、今、議員がご指摘のドラマ科とか市民科とかという幅広い、そういう領域をどこで教育に取り入れるかということで、今体験的なものを重視して教育を進めております。恐らく各学校で30キロ競歩とか、それから農園とか、いろいろ自然との触れ合いとか、今度、鳴内に田舎ランドというのもできましたが、そうした体験的なものを取り入れて、そして感性を豊かに持った子供たち、それから自分の責任を果たせる子供たちということで、人格を考えた教育を進めていきたいということで、学力、体力の向上という柱と、その社会性というものを、ちょっと造語なんですけど、この前もお話ししましたが、社会力。その中に自分というものを見詰めさせる。学習というのは自分が目標を定めて学ぶ

ということが原点であろうと思うのです。学ばされるということでは、やはり本物の学習にならないと思いますので、その辺を考えて教育を進めていきたいと思っております。

○議長（人見菊一君） 59番、菊地弘明君。

○59番（菊地弘明君） 先ほど、冒頭にも言いましたけれども、次の世代を担う子供たちでございます。ぜひとも、これから子供たちにとっても、また先生方にとっても、私は大変な時代になるのではないかなというふうに思っております。しかしながら、やはり那須塩原市に住んでいてよかったと、こういう教育を受けられてというような、そういう教育を目指して、ぜひとも頑張ってやっていただきたい。

子供たちが将来、那須塩原市に住んでいてよかったと言えるような教育をぜひともやっていただきたいということを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（人見菊一君） 以上で、59番、菊地弘明君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

○議長（人見菊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 平山啓子君

○議長（人見菊一君） 28番、平山啓子君。

〔28番 平山啓子君登壇〕

○28番(平山啓子君) 議席28番、平山啓子です。

2項目ほど質問させていただきます。

私たちを取り巻く社会環境が急速に変化しております。福祉問題、教育問題、環境問題、人権問題と、不安を抱きながら毎日生活をしております。歴史的な平成の大合併により新市が誕生し、市民は希望と不安が入りまじっているのが現状です。しかし、不平、不満からは何も生まれません。一人一人が那須塩原市の市民であるとの自覚に立つには時間がかかるとは思いますが、新しいまちづくりに向けて地域住民の知恵と情熱を結集し、協力し合っていたときに、一人一人の心の中にある垣根が取り除かれると確信しております。「住んでみたい町、那須塩原市」を目指し、私たち議員の責任は重大であると自覚いたします。

そこで、早急に取り組むべき課題の中から2項目ほどお伺いいたします。

1つに、保健行政の中からインフルエンザ予防接種についてお伺いいたします。

全国的に猛威をふるっているインフルエンザがまだ衰える兆しもなく、3軒に1軒の割合で学校、会社を休んでいる人、風邪で寝込んでいる人、やっと治りかけた人などのご家庭が目立ちます。また、学級閉鎖も後を絶ちません。さらに流行が拡大するおそれもあると言われております。

1点目の質問で、65歳以上及び60歳以上65歳未満の者で法に基づく該当者は接種費用が無料であります。その接種率と、その効果をお伺いいたします。また、質問には載せておりませんでしたけれども、その接種率の年代別の接種率がわかればお伺いいたします。

2点目に、子育て支援の一環として、乳幼児対象の接種費用無料化の要望が多く寄せられております。那須塩原市として、この実施に向けてのお考えをお伺いいたします。

2項目めに、行政サービスの中から労働問題についてお伺いいたします。

緊急時や困ったときの各種の相談窓口が設置されているところですが、1つに、賃金、解雇、労働問題などの相談に応じる専門の労務士による無料相談窓口の設置を考えるが、この点はいかかなもののでしょうか。

2点目の無料法律相談についてお伺いいたします。

1つに、専門の弁護士による無料法律相談は開設以来多くの方々を励まし、喜ばれております。その利用状況と件数はいかがでしょうか、お伺いいたします。

2点目に、塩原支所管内は年2回実施であると伺っておりますが、これでは少なくはないでしょうか。せめて3回から4回にはならないものかどうか。

以上、2項目ほどお伺いいたします。

○議長(人見菊一君) 28番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

[市長 栗川 仁君登壇]

○市長(栗川 仁君) 28番、平山啓子議員の市政一般質問にお答えをいたします。

労働問題についてお答えをいたします。

厚生労働省は、平成13年から労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設置し、労働条件や女性労働問題、募集採用、職場環境など、あらゆる分野の相談を専門の相談員が面談や電話で受けております。また、社会保険事務所においては、保険等に関する労働問題の相談を、公共職業安定所においては一般的な労働問題について受付、アドバイスをしております。

このような状況から、市や消費生活センターに市民からの問い合わせがあったときには、これら

の関係機関を紹介しておりますので、現時点では市の相談窓口を設置する必要はないと考えております。

このほかにつきましては、市民福祉部長より答弁をいたさせます。

以上です。

○議長（人見菊一君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） それでは、私のほうから、インフルエンザの予防接種についてからお答えいたします。

65歳以上及び60歳以上65歳未満の者で、法に基づく対象者のインフルエンザ予防接種の接種率でございますが、平成15年度においては、3市町合わせて見た場合、55.0%の接種率となります。また、平成16年12月末までの接種率は、同じく57.3%となっております。

高齢者のインフルエンザ予防接種の効果につきましては、若年の健康成人と比較すると、特に死亡や重症化の効果防止が高いということが確認されておりまして、医療費の抑制効果につながるものと考えております。

また、年代別の接種率はというご質問でしたが、これにつきましては、原則65歳以上ということで、把握してございません。

次に、乳幼児への接種費の無料化についてですが、幼稚園や保育園児へのインフルエンザ予防接種は、平成5年度まで実施をされておりましたが、インフルエンザ流行阻止の効果が明確でなかったとして、平成6年の法改正により定期の予防接種から削除されております。また、乳幼児のインフルエンザ予防接種については、ワクチンの効果や安全性に対して専門家の間でも意見が分かれており、国からの指導や情報が流れてこない状況にあるため、現在のところ、市独自に補助制度を設けることは考えておりませんが、今後の調査や研究

など、国の動向を踏まえながら対応していきたいというふうに考えております。

次に、2点目の無料法律相談についてお答えをいたします。

弁護士無料法律相談の昨年4月から12月までの利用状況と件数については、黒磯地区が月1回、弁護士2人体制で実施をしております、利用者数は121人で、1回の平均は13人となっております。西那須野地区は、月1回、弁護士1人での実施で、利用者数は57人で、1回の平均は6人であります。塩原地区は、8月と12月に1回ずつ、計2回の実施で、8月は6人、12月は2人の利用となっております。

塩原支所管内での実施回数については、今後の利用状況を見ながら回数や時間などを検討したいと考えております。また、合併を機に、広報による事業のPRなどにも力を入れる必要があると考えております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（人見菊一君） 28番、平山啓子君。

○28番（平山啓子君） では、1項目の保健行政についてお伺いいたします。

この接種率なんですけれども、平成15年、16年とも大体55から60の間ですね。やはりこれは那須塩原市と今回なったわけですので、この65歳以上の対象者の該当者というのは何名か、また予算としては最初どのくらい見込んでこのような予算をつけているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（人見菊一君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

平成15年度の実績で申しますけれども、対象者は65歳以上、あるいは60歳以上65歳未満で法に基づく者を旧3市町合計いたしますと、15年度の実績としては対象者が1万7,948名ございました。そのうち、接種した方が9,864人で、接種率が

55.0%となります。

なお、委託料、扶助費として施行いたしました
が、2,948万6,346円となっております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 28番、平山啓子君。

○28番（平山啓子君） あと、やはり今回、いろ
いろな地域を歩いていますと、どうしても幼児を
抱えたお母さん、また幼稚園生、小学生を抱えた
若いお母さん方から、金額が1回3,000円という
金額で、6か月以上、13歳以上はどうしても2回
接種が必要なんです。そうすると、1人のお子さ
んに最低6,000円、また市町村別によって接種料
が2,500円から3,500円の間と聞いておりますが、
平均3,000円だといいますと、1人6,000円は最
低かかる。2人、3人いればそれなりの金額がか
かる。その都度、その時期にお金を蓄えておけば、
本当はいいのでしょうけれども、どうしても緊急
に間に合わないときにはそちらのほうのお金を手
を出してしまって、お金が経済的に大変なので受
けられなかったと、そういう方もいらっしゃいま
す。また、経済的にある程度余裕があるというか、
そういう方も本当にできれば1回分、せめて半分
だけでも補助はできないかというものがかなりあ
りました。

やはりかかりやすい年代は65歳以上からの年代、
また、集団生活をしている幼稚園生、保育所、小
学校の方のやはりそこら辺の補助は必要かと考え
られますが、那須塩原市として11万5,000人の人
口を抱える都市として、やはり平成6年に法改正
はなされましたけれども、市独自の少子化対策、
子育てしやすい環境づくりの一環として、そこら
辺のお考えはないのでしょうか。

○議長（人見菊一君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 今、議員からお話
がありましたように、少子化対策として、対策の

窓口は大きく門戸は広げて対応すべきだとは思
いますが、先ほどもお答えしましたように、国の方
での安全基準やその他で、まだ意見がなかなか分
かれているということで、継続して研究している
というようなことですので、当分は国の
動向を見て対応してまいりたいというふうに考え
ております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 28番、平山啓子君。

○28番（平山啓子君） これは例なんですけれど
も、大都市の宇都宮が2005年度の予算の中で、小
児インフルエンザの予防接種補助として約600万
円ほど予算を計上いたしました。これも子育て支
援の一環なんですけれども、やはりちょっとこれ
は聞いてみますと、対象者は何歳までなんです
かと聞きましたら、やはりインフルエンザにかかり
にくい年代の1歳までですと言われたんですけれ
ども、やはりこれはそれだけの利用率が少ないと
ころから始めて、徐々に年齢がアップされるだろ
うと見越しての予算なんですけれども、やはり那
須塩原市といたしましても、市独自の子育て支援
というのを掲げていただきたいということを、
この辺は要望いたします。

では、2項目めの行政サービスの労働問題のほ
うなんですけれども、やはりいろいろな今回の那
須塩原市の広報ですか、こういうところには「2
月の相談すべて無料です」という、こういうもの
をいただきました。こういう中に、やはり労働問
題に関しては県の労務士会館ですか、宇都宮市
のほうに行っていっしょいというようなことなん
ですけれども、やはり今回、行政サービスの1つ
として、事業主とか勤労者も労働に関してはわか
らない問題がたくさんあるのです。年金問題、い
ろいろなサービス残業問題、未払い賃金とか、そ
ういう事業主、勤務者からも、労働に関してなか

なかわからないことで問題がわからなくて損をしたと、そのような声も聞いております。

そういう中で、やはり県北の一大中核としてなったわけですから、やはり県北の労務士さんがかなりいらっしゃいます。そういう人たちのお力をおかりするということも大事なのではないかと思うのです。やはりわざわざ宇都宮まで行かなくても、地元で対応できるように、安心して働ける環境づくりというのも大事だと思ってこの問題を出したわけなんですけれども、中央の宇都宮では、やはりこれも予約制で月3回、これは大都市ですから3回ですけれども、県南の足利においては月1回、労務何でも無料相談というものを設けております。相談件数も年々増加していると聞いております。また、内容もサービス残業、賃金未払い、年金問題等で、やはり月々件数がふえているそうです。

やはりこれも県北の中核都市となったわけですから、この辺もちょっと考えていただきたいと思うのですけれども、金額はそう高くはないと思うのですけれども、このお考えはどうでしょうか。

○議長（人見菊一君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、お答え申し上げます。

ただいま市長のほうから答弁したとおりでございますが、一応、宇都宮まで行かなくても、大田原にあります労働基準監督署でこのような相談コーナーを毎日設けて相談を受け付けております。ちなみに、今年の件数を確認したわけなんですけれども、約2,000件ほどのそういった労使関係のトラブル等の相談を受けております。実際に大田原東方にこういった国の相談機関があるものから、現状の段階では、那須塩原市としては窓口が必要ないと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 28番、平山啓子君。

○28番（平山啓子君） そうすると、やはり大田原の方面に行って相談して欲しいと言うのでしようけれども、それで事は足りているわけですね。

○議長（人見菊一君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 労働問題につきましては、法律に絡む問題が労使のトラブル等も相当件数には含まれているみたいなものですから、いずれにしても、大田原にこのような国の機関があるものから、そういった相談で受けるのが一番早いと考えております。

また、市の窓口でご相談を受ける場合には、それなりの資格を持った相談員を置く必要があるものから、実質、今の現状の段階では、そのような方法で考えております。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 28番、平山啓子君。

○28番（平山啓子君） わかりました。なかなか金額がかかることはやはり難しいことだと思いますけれども、これも住民の声を取り上げた一つなので、早急にこれも設置に向けて、また質問させていただきます。これは、前の西那須野町からの2回目の質問なので、開設していただけるまで続けていこうと思っております。

それと、法律相談なんですけれども、これも塩原においては、やはり件数が少ないところから年2回となっていると思うのですけれども、これからはいろいろな需要が多いと思うのです。ですから、これもお盆とお正月の8月と12月だけではなくて、地元で相談を受けることができるということで、これもあと2回ぐらいはふやしたらいいのではないかなと思っております。

また、この件で法律相談の窓口なんですけれども、これを一本化に、例えば黒磯、那須塩原市一本で窓口を一つにして、そこから発信するという

ようなお考えはありますでしょうか。

○議長（人見菊一君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

まず、この法律相談を実施するに至った経過と
いますか、社協等で行っていた心配事相談が、
だんだん内容が、ある程度法律的な、専門的な知
識がないと相談に対応できないということがきっ
かけで、それぞれの旧3市町で事業を実施したわ
けでございますけれども、お話にありました塩原
地区については、平成15年度の実績で、やはり8
月は3件、12月も3件ということで、開催時間
を見ますと、塩原地区においては、1日3時間、西
那須野地区は2時間半、黒磯地区は2人の弁護士
で2時間ということで、そういう面との1回の対
応は、塩原支所は9名まで予約できるというこ
とで、そういった中で15年度は1回当たり3名、16
年度の中で8月が6名、12月が2名というこ
とで、こういったことで、現時点の中では
2回の中で十分なのかなということがあります。
また今後の実績で、さらにそういう要望が多い
ということであれば、これについては考えていき
たいというふうに考えます。

また、窓口の関係ですけれども、平成17年度か
らは社会福祉協議会が実施ということで、窓口は
一本化される予定でございます。

以上です。

○議長（人見菊一君） 28番、平山啓子君。

○28番（平山啓子君） 塩原地区においては、や
はり少ないというのは、年に2回なので、相談し
たい方は緊急な問題を抱えていると思うのです。
半年に1回だと問題も解決してしまうというか、
間に合いませんよね。それで、人数も少ないの
ではないかなと、そこら辺も考えます。やはりこれ
ももうちょっと考えていただきたいなと思っ
ております。

窓口を1つにということは、これから社協に全
部移るわけなんですけれども、各黒磯、西那須野、
塩原の社協の窓口が一つ一つではなくて、要す
るに一本化、那須塩原市の1つの黒磯の窓口1つ
という意味なんですけれども、この件についてお伺
いします。

○議長（人見菊一君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 4月1日から那須
塩原市社会福祉協議会ということで、現在、統合
作業の準備中ですから、当然社会福祉協議会の本
所のほうでまとめて取り扱っていく。ただ、相談
の窓口そのものはやはり利便性を考えて、3つの
現在の場所で行うような形になると思います。

以上です。

○議長（人見菊一君） 28番、平山啓子君。

○28番（平山啓子君） あと、ちょっと相談した
方にお聞きしたんですけれども、予約をとったとこ
ろ、2か月先まで予約がいっぱいだよというふう
に言われたというんですけれども、こういうこと
もあるのでしょうか。

○議長（人見菊一君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 相談の申し込みの
方法ですけれども、相談実施月の1日、初日、月
によって1日ではない、変わるときもあるかもし
れませんけれども、原則そういうことで、2か月
というようなことは、まずはないと、そういう事
実はないというふうに考えております。

○議長（人見菊一君） 28番、平山啓子君。

○28番（平山啓子君） どちらにしても労働相談
にしても、法律相談、またインフルエンザの助成
にしても、やはりどうしても市民は、目先のもの
しか見えないものですから、やはり合併したこと
によって、わあ、少しでもこれで助かったとか、
目に見えるものでないと、なかなかメリットとい
うものは判断していただけない面があるので、ぜ

ひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（人見菊一君） 以上で、28番、平山啓子君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 太 田 久 美 子 君

○議長（人見菊一君） 次に、31番、太田久美子君。
〔31番 太田久美子君登壇〕

○31番（太田久美子君） 議席31番、太田でございます。

傍聴席の皆さん、お忙しい中、大変ご苦勞さまです。

私は、通告書に従いまして、2項目質問させていただきます。

まず、1項目は、新市のまちづくりについて質問します。

(1)は、市民の新市への要望について。

その1としまして、新市のまちづくりは、全市民が安心して暮らし、夢と希望が持てる生き生きしたまちづくりであり、特に今までの住民サービスは低下してはならないと思います。その中で、市民の最も高い要望は何か、どう把握しているのかお聞きします。

(2)は、市長選での公約実現について。

1として、公約のパンフレットの中にもありました政治信条で「市民の目線に立った市政を」とありましたが、具体的にどうこれを進めていくのか、お聞きします。

2点目は、合併の大きな目的であります行政組織のスリム化はどのように進めていくのか。

3点目は、この公約の中から特に市民の要望が多かった全市規模のコミュニティバスの早期実現はどのように考えるか、お聞きします。

(3)は、新市建設計画についてであります。

1は、この新市の重要施策から緊急かつ重点事業は何か。

2点目は、新庁舎や新たな道路、橋などは本当に必要なか等を検討して、この建設計画の見直しをすべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

(4)は、新市の財政計画です。

1つといたしまして、去年示されました財政計画は、特例債を含む平成16年から26年までの計画でしたが、その後の平成27年からは交付税の段階的削減5年間、そしてその先の平成32年以降は交付税が削減され、どのくらい削減されるのかを見ているのかお聞きします。

大変厳しい財政状況の中でのこの財政計画はどうか、きちんと市民に示すべきであると思いますが、どうでしょうか。

2点目は、今までの地方債や合併後の特例債等の負債の償還計画は。また、先ほどの交付税と同じように、平成32年以降の、この中での公債費比率はどうかお聞きいたします。

2項目は、福祉行政についてご質問いたします。

(1)は、国民健康保険税の引き上げについて。

その1といたしまして、4月から国民健康保険税の引き上げで、市民の方への影響をどのように考えているのかお聞きします。

2点目は、その中で現在の短期保険証、そして資格証明書の発行状況、また、滞納者の実態はどうでしょうか。

そして、3点目は、この中での減免制度、特に申請減免などの積極的な活用を図れないか、お聞きいたします。

(2)は、第2期介護保険制度について。

1点目として、第2期介護保険制度のポイントは何でしょうか。

2点目は、その中での第1号の65歳以上の方々

の保険料はどうか。

3点目は、介護労働者の実態調査ですが、この具体的な計画はどうお考えでしょうか。

そして4点目は、まだまだ特養に入れない方がたくさんいると聞いておりますが、この基盤整備の中の特養ホーム、ケアハウスなどの建設計画はどう考えられるでしょうか。

最後に、(3)成人病検診についてご質問いたします。

1点目は、成人病検診が大幅に有料になりました。特に西那須野地域、塩原地域は今までの無料が有料になったわけです。この中での市民への影響をどう見ているのでしょうか。

そして、2点目は、この検診の中の節目検診、肝炎などがありますが、この節目検診以外はやはり今までどおり無料にすべきであると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（人見菊一君） 31番、太田久美子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 31番、太田久美子議員の市政一般質問にお答えをいたします。

まず、市民の新市への要望については、皆様にもお示しをしております新市建設計画策定の際に行いましたアンケート調査で要望を取りまとめ、それをもとにすり合わせが済んでいる状況であります。今後の振興計画策定でもアンケート調査を実施し、住民ニーズに配慮した施策を展開していきます。

次に、市長選での公約実現に向けては「市民の目線に立った市政を」と、どのような場面においても忘れずに、車座談義等で論議を重ね、市民本位の市政を貫いてまいる所存でございます。

行政組織のスリム化につきましては、新たな行政課題や地方分権の進展に伴って、今後、市が担っていくべき事務事業は増大する傾向にありますが、簡素で効率的な行政の執行体制を維持、発展させていくため、民間委託の推進や企業、民間団体の活力を有効に活用し、業務の効率化、経費の削減や職員数の適正化に努め、組織のスリム化を図っていかねばならないと考えております。

また、全市規模でのコミュニティバスの早期実現についてであります。ここでは市営バスの運行についてお答えをいたします。

現在、市営バスは黒磯地区、塩原地区で6路線が運行されておりますが、今後、地域間の一体性を進めていく中で、議会や市民とともに創意と工夫を重ね、路線の研究を行っていきたいと考えております。

新市計画につきましては、今後改めて作成することとなります。振興計画の中で、毎年、社会経済情勢や財政状況を考慮した上で作成される実施計画、予算書を通じて、適時優先順位等を精査していきたいと考えております。

なお、17年度の重点事業につきましては、既に配付をしております当初予算の主な事業の中にまとめてありでございます。

次に、福祉行政についてお答えをいたします。

国保税の引き上げについてのご質問ですが、国保税につきましては、この年度に予測される医療給付費など、歳出見込み額に応じて歳入を確保するため、税率を決めております。

ご承知のとおり、平成14年度の健康保険法の改正に伴う国保、老人保健の制度改正で、前期高齢者が国保にとどまることになったことにより、国保会計は毎年2けた台の伸びを見せており、この傾向は今後も続くことが予想されます。

このような状況を踏まえ、歳入歳出見込みを精

査し、平成17年度の税率を設定したところでございます。国保加入者の皆さんにはご負担をかけることとなりますが、健全経営をするために、より一層の収納率向上対策や、医療適正化を進めてまいりたいと考えております。制度の趣旨をご理解の上、国保運営にご協力をいただきたいと思っております。

このほかにつきましては、総務部長、市民福祉部長より答弁をいたさせます。

以上です。

○議長（人見菊一君） 総務部長。

○総務部長（佐藤邦昭君） では、私のほうから新市の財政計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

その中で、交付税の削減に関するご質問でございますけれども、市町村合併に伴いまして、財政支援の1つとして、普通交付税につきましては、合併後10年間は、合併がなかったと仮定して毎年算定した普通交付税を全額保障して、その後の5年間で増加額を段階的に縮減させる激変緩和の措置をとるといふふうになっているところでございます。

具体的に申しますと、那須塩原市といたしまして交付税を算定する一本算定と、旧3市町別に算定する合併算定替の両方計算いたしまして、団体に有利な方で交付をするというものでございます。平成16年度の普通交付税確定額で試算した場合には、一本算定の結果は合併算定替で計算した交付税と比較いたしますと、約24%ほど減少することになります。

次に、地方債の償還についてのご質問でございますけれども、旧市町の一般会計における地方債の残高は、平成15年度決算で、旧黒磯市が223億4,000万円、旧西那須野町が127億4,000万円、旧塩原町が35億2,000万円の合わせまして約386億円

となっております。借り入れ時の条件に基づき償還するとなりますと、10年後の平成26年度末の残高は約63億円となりまして、15年後の平成31年度末では約16億円まで減少することになります。その後、旧黒磯市と旧塩原町は、平成38年度末にすべての償還が完了いたしまして、旧西那須野町は平成43年度末で償還が終了する予定でございます。

一方、合併特例債につきましては、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、今後の振興計画等々で考えていくところでございますので、各年度の起債額が決まっておりますので、そういう点につきましても償還額は立てられておりません。

したがって、公債費比率につきましても申し上げられませんが、どの時点におきましても事業の必要性を見きわめまして、適債事業を優先いたしまして健全な財政運営に努めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） それでは、まず福祉行政についてのうち、国保の関係の2点目からお答えいたします。

平成17年1月1日現在、短期被保険者証の交付状況は1,430世帯であります。全体の約6.4%となっております。また、被保険者資格者証の交付状況は1,244世帯で、全体の約5.6%となっております。滞納者数については6,271世帯で、全体の28.0%となっております。

国保の税財源確保のため、納税相談や市職員及び嘱託員による臨戸訪問、さらには呼び出し相談の実施により徴収強化を図り、滞納額を減らすとともに、新たな滞納者をつくらぬよう努めているところであります。

3点目の減免制度ですが、現在、旧西那須野町

の減免要綱をもとに那須塩原市の要綱の作成を進めておりまして、この中で適正に運用してまいりたいと、こんなふうに考えております。

次に、2点目の介護保険制度ですが、先ほど議員は第2期介護保険制度とおっしゃいましたが、第3期の介護保険制度ということでお答えをしたと思います。

1点目のポイントでございますけれども、第3期介護保険制度のポイントについてであります。今回の制度改正は、団塊の世代の65歳到達による今後の急速な高齢化の進展を見据え、介護保険制度を将来的にも持続可能な制度とするため、サービス給付の効率化、重点化を図るとともに、制度を要介護状態の予防改善を重視する予防重視型の制度に変えていこうとするものであります。

具体的には、軽度要介護者に対する支援予防給付及び要介護状態に陥るおそれのある方々に対する地域支援事業の増設、身近な地域での多様で柔軟なサービス提供のための日常生活圏域の設定、地域密着型サービス及び地域包括支援センターの創設、介護サービスの質の向上のための情報開示の徹底、事業者規制の強化、ケアマネジメントの見直し、介護保険料段階設定の見直しなど、制度全般にわたり改正が行われる予定であります。

2点目の第1号被保険者の保険料はどうなるかについてですが、改正の骨子は示されておりますが、新たなサービスの創設に伴い、介護報酬がどういう水準になるのかまだ示されておられませんので、保険料のシミュレーションが行えませんので、現時点で介護保険料がどうなるかは申し上げられません。しかし、介護保険制度施行以来、高齢者数は確実に伸びておりますし、要介護者数も増加の一途をたどっており、第3期計画での保険料額は現状より下がることはない、このように考えております。

3点目の介護労働者の実態調査をすべきと思いますが、その具体的な計画はとのご質問ですが、介護労働者は高齢化の進展とともに増加しております。介護労働は量、質ともに大変な仕事であると認識をしております。当然ながら介護労働者も労働関係法の基準を最低限度遵守すべき基準として守られるべきものでありますし、市といたしましても、市内の介護事業者で組織する介護保険事業者連絡協議会を立ち上げ、事業者間の調整や介護労働者の待遇等に対する研究、指導を行い、高齢者が適正な介護、ケアを享受できるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

4点目の特養ホーム、ケアハウス等の基盤施設の建設計画についてであります。基盤施設の建設計画は、3年ごとに策定する介護保険事業計画の中で整備目標値を設定することとなっております。

特養ホーム等の基盤整備については、3年ごとに国の介護保険給付の円滑な実施のための基本的指針の中で、国の高齢者人口に対する整備目標率である参酌標準値が示されます。この参酌標準値に基づき、県の保健福祉圏域ごとに各市町村の整備額が決められます。第3期計画期間中の国の参酌標準値はまだ示されておませんが、今後、標準値が示されれば、介護保険運営協議会の中で、市民の皆さんの意見を聞きながら適正な基盤整備計画を策定したいと考えております。

次に、3点目の成人病検診についてお答えいたします。

平成17年度における成人病検診の自己負担につきましては、結核予防法にかかわる検査以外はおおむね1割の自己負担をしていただくことで、さきの合併協議会においても承認を得たところでございます。

国・県において策定された健康日本21計画の中

でも、みずからの健康はみずからが守るとしており、新市の健康づくりの施策も健康づくりの担い手は市民一人一人であることとして、推進していきたいと考えております。

今後、健康診査の事後指導や健康づくりに関するさまざまなセミナー等においても、これらについて理解していただけるよう努めていきたいと考えております。

2点目ですが、老人保健法にかかわる成人病検診の費用徴収につきましては、同法第51条において、市町村長の裁量により費用徴収はできるとされております。このように、法で定めております理由としては、みずからの健康はみずから守るという健康管理の自己責任の原則に照らし、国民が保険サービスを受ける機会を損なわない範囲において、国民の健康管理に対する意識、自覚の高揚を図るために必要であるとしていることによるものであります。

このような趣旨にかんがみ、新市においては委託料の1割程度の費用徴収をすることといたしました。高齢化がますます進展していく中で、本事業の円滑な推進を図っていくためには、応分の費用負担は必要と考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（人見菊一君） 31番、太田久美子君。

○31番（太田久美子君） それでは、順次、1項目めから質問させていただきます。

まず、新市のまちづくりにおきましては、この(1)と(2)が関連するものもありますので、ちょっと1と2をまとめまして質問させていただきます。

まだ合併して3か月という日の浅い中でも、やはり非常に合併という実感がないというのが現状ではないかと思っております。しかし、今度の4月からは具体的に、先ほどの市税のほうも法人税等が上がりまして、国保税や成人病検診、それからご

みステーションの補助の問題、それから報償金の問題、そういうものがやはり合併協議会の中で決まったにしても、非常にデメリットの部分が多い、住民に負担の部分が多いというのが、今の市民の皆さんの出てきた感情ではないかと思っております。

その中で、今度の17年度は、新しい新市の総合計画と申しますか、振興計画をつくっていくというお話でありましたが、まずその前に、市民の声を聞く、市長さんの市政方針の中では車座談義というこの座談会等のことも書いてございましたが、こういうたくさんの住民負担が次々に出ていく中で振興計画を具体的につくる前に、この住民の声を私は聞くのが、今一番大切ではないかと思っております。

それで、まずこの車座談義ということを具体的にどのように、今考えているのかお聞きいたします。

○議長（人見菊一君） 総合政策室長。

○総合政策室長（山田 勉君） ただいまのご質問でございますけれども、先ほど市長が申しましたように、今後、車座談義等で論議を重ねまして市民本位の市政を行っていくということでございますけれども、この車座談義につきましては、旧3市町におきましては、さわやか懇談会とか、まちづくり懇談会あるいは地域づくり懇談会ということで、それぞれが実施をしていたわけなんですけど、こういったものとの整合性をどう図るかは今後の検討課題ではございますけれども、いずれにいたしましても、車座談義的に市民の皆様と議論を重ねながらまちづくりを進めていこうということでございます。

あと、振興計画のほうでも当然アンケート調査等も行っていくわけなんですけど、この車座談義等も利用しながら、市民の声をやはり拾っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 31番、太田久美子君。

○31番（太田久美子君） いわゆる合併前の座談会みたいなものなんですけれども、その中では、非常に合併前の座談会は公民館単位で参加率も非常に少なかったということも伺いますし、もっとやはり市民の方々にたくさん集まっていたいて、市民の今の現実の声とか、それからこれからの優先的な事業計画、そういうものをやはり聞いていくのが大切ではないかと思いますが、もう一つ、この座談会の中で、行政区ごとにやはり行ってほしいという声が今までもありました。また、高齢者の方々とか、若いお母さんは昼間やってほしいというお話もありましたけれども、その点、どうでしょうか。

○議長（人見菊一君） 総合政策室長。

○総合政策室長（山田 勉君） 市民の参加ということでございますけれども、市長のほうの公約の中にも、地域担当職員制度ということがうたわれております。これは今現在出ているのでは、各公民館単位でやってはどうかということで考えているものでございます。今までは、どちらかといいますと、一方的な意見交換というようなことが多いのではないかと思いますけれども、これからは、一緒にまちづくりを考えていこうというような趣旨でもって、公民館単位で設置できないかということで今考えているところでございます。まだ、詳細につきましては今後、関係方面と協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（人見菊一君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時59分

○議長（人見菊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

31番、太田久美子君。

○31番（太田久美子君） 引き続き再質問に入らせていただきます。

先ほどの座談会の件で、これからの計画ということがありましたが、やはりその座談会というものと総合計画の関連から考えますと、今まで合併の前が立派な建設計画等いろいろなもの、立派なものをつくってから座談会に入ったという経過があります。やはりああいうものをつくられますと、そういうもので決まってしまうのかということもありまして、あのような参加人数が非常に少なかったという、そういう問題もあるかと思っておりますので、私は、この座談会は総合計画、振興計画をつくる前に、まず市民の要望、市民の意見を聞くものとしての座談会を早急に計画していただきたいと思っております。

時間がないので、次に入ります。

2点目の行政組織のスリム化なんですけど、この中で、これからの課題といたしまして職員の適正化等も含めましてやっていくというお話ですが、まずその中で、本庁の問題といたしまして旧西那須野から見ますと、部がやはり6部の組織になっておりますね。それから、その中で調整班というものも現在ありますけれども、調整班長さんがいらっしゃいますけれども、そういう組織があります。そして、あと本庁の中の企画とか総務部というのが非常に課が私は多いなと思っておりますが、この点の調整班等を含む行政のスリム化、効率化を考えるにはどうするかという点をちょっとお聞きいたします。

○議長（人見菊一君） 答弁を求めます。

総合政策室長。

○総合政策室長（山田 勉君） 組織のスリム化ということでもあります。第1日目にもお答えしましたように、当面合併したばかりということで、組織等も過渡期ということで現在のような状況にあるわけでございます。ですから、今後、今出ました調整班の扱い、そういったものも今後の状況を見ながら、あるいは市民のサービスといったものを最重点に考えまして、見直しの中に入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 31番、太田久美子君。

○31番（太田久美子君） それからもう一つ、支所なんですけれども、この支所も行政組織の中身を見ますと、生活環境、市民福祉部、建設部などは各支所によって課がやはり違いますよね。そういう問題のスリム化も私は必要ではないかと思えますけれども、その点はどうか。

○議長（人見菊一君） 総合政策室長。

○総合政策室長（山田 勉君） 何度も申しますように、まず市民に、合併をしましてすぐに課名等が変わってはまずいと、まずいという表現はちょっとあれなんです、不便を来さないようにということで、そのまま踏襲してきたという経過がございます。ですから、今後の中では、やはりある程度の統一性というものが必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 31番、太田久美子君。

○31番（太田久美子君） もちろん市民の住民サービスの問題が損なわれるということはあってはならないと思いますので、ぜひとも本庁の調整班を含む、こういうものの調整というものは、この前も行政システムの予算の中でも聞きましたよう

に、こういう行政システムとかというITの管理関係を活用しますれば、私は本庁職員は大いに削減できるかと思っております。そのほかに、返りまして支所はやはり住民の窓口ですので、もっと職員の配置を考慮してもらえたらとも思っております。

3点目のコミュニティバスですけれども、これは市営バスの延長として、今度は地域間の一体化の研究をしていくということなんですけれども、特にご存じのように西那須野は市営バス、循環バスというものがありませんので、ぜひともそこら辺を考えまして、これも早急に計画に考えてもらえたらと思います。

次に行きます。新市建設計画と財政計画、これも関連がありますので一緒に質問いたしますが、まず、総合計画の中で5年間ごとに作成するという説明がありましたが、今の事業計画の中、17年度の中にも出まして、教育の学校の改修の問題、それから産業中心市街地の整備とか、ごみ焼却施設、公共事業とか、さまざまな方針が出ておりますが、まず5年間の中で、最初に優先順位として何をされるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（人見菊一君） 総合政策室長。

○総合政策室長（山田 勉君） これも予算編成方針等のところで述べておりますように、毎年为社会経済情勢あるいは財政状況等を勘案しながらやっていくわけなんです、前期の総合計画、5年の中にもどういうふうに位置づけるかということにつきましては、先ほどお話ししましたようにアンケート調査、あるいは市民とのそういった座談会等でもって意見を吸い上げながら、何が最優先すべきかということこれから検討していくという状況かと思っております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 31番、太田久美子君。

○31番（太田久美子君） その中で1つだけお願いしたいのですけれども、これも入っていると思いますけれども、住宅マスタープランの中で、今、市営住宅、昔の西那須野の町営住宅に申し込む方がたくさんいらっしゃるんです。そういう緊急的な問題も、ぜひともこの前期のほうで計画に入れて考えてもらえたらと思います。

財政問題なんです、財政問題で交付税の中では16年以降は一本暫定で24%削減になる。大体現在の37億円、17年度はさらに2.3%交付税が削減されておりますが、そういうものを見ましても、一本暫定になると27億円か、それ以下になってしまうのかなという計算になります。そういうことから含めましても、あとは地方債のこと、それから、これからの特例債等も含めます負債を含めましても、ここに合併する前の計画、財政計画、これしか示されておりませんでした、この中でちょっと気になるのは、収入の地方債で、18年度から85億円という数字が急に上がってきます。そういうものと、この支出の中では普通建設事業がまた18年度にも上がってきます。こういうものとの建設計画と、それから償還、その他の今までの地方債も含めますが、特例債の償還等の関連はどうなるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（人見菊一君） 総務部長。

○総務部長（佐藤邦昭君） 今の質問にお答えをさせていただきます。

新市建設計画の策定に当たりましては、やはり特例債あるいは一般債を含めた中でのそれなりのシミュレーションはされております。ただこれはあくまでも財政計画の中でシミュレーションをしているものでございまして、財政計画と予算とは違いますので、予算につきましては、先ほど総合政策室長が申しましたように、時の経済情勢を勘案した中で予算を組み、きちんとした歳入を立て

て歳出、執行事業の執行を図るという考えになっております。

それで、特例債でございますけれども、例えば今回、17年度の予算の中で地域債というものを入れております。それを含めて、今ハードの事業の中では383億円という目いっぱい使った場合の、目いっぱいという言葉はちょっとあれなんですけれども、最大限に使うとそれだけの起債ですと。それをもしても10年で端的に割っていった場合には年間38億円からになるんですけれども、そういうふうな形で考えていきますと、10年間借りるわけですけれども、1年を過ぎて10年で償還していくとなると、そのピーク、そういう形で示した場合のピークは平成26年度のころなのかなというふうに考えておりますし、また、償還元金、償還残額のピークが26年度ぐらい、償還元金のピークが27年、28年のあたりに来るのかなと、そういう考えは持っています。

ただ、今太田議員が言われますように、これからの国の財政状況にかんがみましては、相当交付税の前途というものは不透明な部分がたくさんございますので、やはり健全な財政計画、経営を図っていかなければならぬということになれば、この地方債、あるいは特例債につきましても、やはりそれなりの考えを持って使用していかなければならないのかなと、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（人見菊一君） 31番、太田久美子君。

○31番（太田久美子君） そのとおりだと思います。ただ、私が言いたいのは、こういう財政計画、今回10年間だけですので、その間も今、部長さんが言われましたように、26年、27年、28年というふうな償還のものがかかってまいります。そういう意味におきましても、この27年以降のやはり10年間の財政、予算ではなくてシミュレーション、

そういうものもやはり示していただいて、それを市民の皆さんと一緒に考えていくという、そういうものも必要ではないかと思しますので、ぜひ座談会の中でもそういうものを示してもらえたら思っております。

本当に時間がないので、この合併の問題は、やはりまとめますと、余りにも今まで合併まで急いで、本当に超スピードで協議して進めてきたと思っております。その中で、今になって具体的に国保や成人病検診、スポーツの使用料などの負担が住民の方々も現実にかかってくるというのが、今の実感ではないでしょうか。これからはやはり、今度の具体的な新市建設計画、総合計画になりますので、今までのような反省を踏まえて、じっくりと時間をかけて市民の方と話し合って、市民の目線で総合計画をつくっていただきたいと思います。

それで、2項目めの福祉行政に入ります。

この福祉行政の中で、私は1回目の質問の中で、何回も第2期介護保険制度と申し上げましたが、訂正させていただきます。第3期介護保険制度です。

それで、まず国保の問題なんですが、非常に短期資格証という滞納者も28%もいるという、これは大変な問題だと思うのですけれども、それをやはり解決するにはどうするかというところで、私は前の旧西那須野でも部長さんにお話したように減免制度の活用、これを本当に積極的に活用すれば、少しでもここが解決し、収納率も上がるのではないかなと思って、今回も提案させていただきました。

その前に、国保のまず1つだけ、税率アップになります。これは3市町ともどのような税率アップになっているのか、考えていられるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（人見菊一君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

国民健康保険税の税率につきましては、議員ご承知かと思えますけれども、平成17年度から那須塩原市として均一化されます。16年度までの3市町については、税率がそれぞれ不均一でありましたために、対前年との比較ということでシミュレーションはしておりませんので、個別の状況は申し上げられませんが、平成16年12月の調定に対しての新税率での調定額を出して上昇率を計算しますと、那須塩原市としては、約20.11%の上昇率になるということでございます。

以上です。

○議長（人見菊一君） 31番、太田久美子君。

○31番（太田久美子君） 那須塩原市では20.1%なんですけれども、これはちょっと旧3市町を出しますと、年収300万円でも年収500万円でも夫婦、子供2人、妻が主婦というものの税率アップを考えますと、黒磯では20.1%です。西那須野では49%、それから塩原では70.5%が急にこの4月から上がるという数字には出るのです。

それで、やはりこの上げ方を段階的に移行するというのも考えの1つなんですけれども、大田原市などは、今度の10月の合併におきまして、国保は1年間据え置きとか、そういう方針も出しておりますので、そういうお考えはないか、ちょっとお聞きします。

○議長（人見菊一君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

大田原市の税率改正の話題が出ましたのでちょっとお話ししますが、那須塩原市は今までの旧3市町も含めて、保険税は全部四税方式ということで、応能応益割を6対4ということで、所得割、資産割、均等割、世帯平等割という、大田原市は二税方式ということで、所得割と個人均等

割でしたね。そういうことで、税の課税方式が違うということもございます。そういう点も含めて、新年度、17年度の予算案の給付費を見ますと、単純に月々の支払いが6億円を超えます。給付費を単純に12か月で割りますと。これは大変な額でございます。これを支えていくのには、やはり当然収納にも力を入れなければなりませんし、現行税率はある程度仕方ない税率かなということで、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（人見菊一君） 31番、太田久美子君。

○31番（太田久美子君） そういうことで減免の活用に入りますけれども、減免の活用は、やはり先ほど地域職員の担当制等も方針がありましたけれども、こういうものを利用して、もっと申請減免を職員の方々、徴収員の方々の研修も含めまして、ぜひとも皆さんが申請減免を受けられるような体制もつくっていただきたいと思います。それにより、やはり市民の健康を守り、また税収も上がるのではないかと考えております。

もう1分しかありませんので、介護保険。それから介護保険では一番の問題は今後のポイント、支援、予防給付ということなんですけれども、それから、私はいつも西那須野でも言っていました介護労働者、こういう実態調査も含めまして、これからの課題にしてほしいと思っております。

介護保険のポイントの中の1つだけ質問しますが、その介護予防給付の中で筋トレとか栄養、口腔というのがありますが、これは具体的に本市ではどのように進めるのか、お聞きします。

○議長（人見菊一君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 具体的には、これからの中で具体的な事業計画を定めていくこととなりますけれども、やはり一応心配しておりますのは、厚生労働省の見解として、今お話しになっ

た筋トレとか、口腔えん下力とか、そういったものの保持は、やはり身体機能の低下は体を動かさないことも原因があるということで、こういった事業メニューが出てきたんだと思うのです。

やはり家事援助とか、通所の従来行われてきた訪問介護が予防訪問介護というふうに名前を変えて、家事援助の代行から、利用者とヘルパーと一緒に食事づくりをすることとか、それから通所介護を予防通所介護と改称しまして、筋トレによる寝たきり防止をするということなんです。果たして努力してもできないという人をどうするかと、この辺が一番頭の痛い問題でして、マスコミ報道のせいもあるかもしれませんが、これまでに伝わってくる情報としては、こういった予防対策を重視して、給付と保険料の上昇を防ぐという趣旨はわかりますけれども、どうも財政効果とか財源論ばかりで、高齢者の安心につながる理論というものは余り見えていないです。やはりその辺が今後の課題だと思いますし、国での国会での議論等もちょっと見きわめていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 31番、太田久美子君。

○31番（太田久美子君） もう部長さんの言うとおりなので、成人病検診もこれからの課題ですので、ひとつまたそういう健康を守るというのを行政の側から考えていただきたいと思っております。

このように今回の合併におきましては、3市町のよいサービスを引き継ぐということも合併の1つの意味だと思いますので、こういうことを考えまして、これからの新市建設計画をつくっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（人見菊一君） 以上で、31番、太田久美子

君の市政一般質問は終了しました。

◇ 大 林 實 君

○議長（人見菊一君） 次に、2番、大林實君。

〔2番 大林 實君登壇〕

○2番（大林 實君） 2番、大林實。

質問事項、現代に対応する学校教育のあり方について。

平成大合併に伴いまして、新制那須塩原市が誕生いたしました。私は、市政に対応した教育界における教育行政、教育方法、道徳教育等のあり方に、一歩進んだ手だてを施すことに迫られていると考えます。

今、日本国は世相がさまざまな様相を呈しております。それは、政治経済はもとより、新潟地震災害に端を発しまして、今、日本は異様な速さで変転する時代であります。なかんづく学校にこと新しい出来事として、大阪府寝屋川市立小学校の事件であります。教諭刺殺事件と2人の重症事態惨事に見舞われました。このほど各小中学校に危機安全管理徹底通達がありました。起きてはならない事件が必然的に起きたのであります。なぜ起きたのか、これを究明しなければならぬときに入っております。このような惨事の出来事を引き起こさない体制づくりが最も大切であります。常に市民及び児童生徒は、政情変化の意識に強いのであります。

少年のもたらす犯罪は年々エスカレートの一途をたどっている今日であります。そこで、学校は集団教育の場であり、その効用は、一人一人の生徒の自己実現を図る場であります。そして、教師みずから一人一人の特質を生かし、その心を大切にすることです。また、個人の尊重と個人

を生かす教育でもあります。あいさつは、特に命の重さ、大切さ、物事の善悪を区別し、人間としての基本的な倫理観あるいは規範意識の育成にあると考えます。

人生は欲求不満の連続であり、悩みもその一つでもあります。心の葛藤によりまして、人の精神、生活力の深み、文化を創造していくものだと私は思います。生徒一人一人が固有の問題を持っているが、要は規範意識が問題であります。生徒指導は、本来個人的な生徒の悩みを聞いて解消する指導をするのが主流であります。全体の秩序を維持する意味から、集団生活は規範意識の醸成期間の1つだと思えます。しかし、現代社会はこの理念から考えますと、自由を拡大評価して、自由には規律や責任がつきものであります。現代社会には忘れ去られる傾向にあります。集団秩序の維持は最低、規範が必要不可欠であります。

義務教育は殊に、第1としまして、家庭におけるしつけ教育が重要視されております。第2としましては、教師が子供の立場になって考えてやることです。第3は、教師が学校全体の集団秩序を維持する主導であると考えます。

このような観点のもとに、3点の項目につきまして教育長にお伺い申し上げます。

まず1点としまして、非常事態が発生したとき、各小中学校のとるべき危機安全管理の対策についてお伺い申し上げます。

第2点としまして、学校教育の中で道徳教育の指導方法と手だてについてをお伺い申し上げます。

第3点といたしまして、問題を起す児童及び生徒、少年犯罪者の動機心、これをお伺い申し上げます。

以上、1問について終わります。

○議長（人見菊一君） 2番、大林實君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 大林實議員の市政一般質問に答弁させていただきます。

初めに、非常事態が発生したとき、各小中学校がとるべき危機安全管理の対策についてのご質問でございますが、学校において非常事態が発生した場合は、命を守るために避難することが第1と考えております。児童生徒及び教職員の避難と同時に警察に通報し、いち早い事件の解決と事態の収束を図っていきたくと考えております。また、事後について、心のケアなど必要になりますので、その対策にも配慮してまいりたいと考えております。

次に、学校教育の中で道徳教育の指導方法と手だてについてのご質問でございますが、本市では、明日を担う心豊かなたくましい子供たちの育成を図るため、心の教育を総合的、体系的に推進しております。具体的には道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うとともに、地域社会との連携協力を図りながら、さまざまな体験活動を学校の教育活動に積極的に取り入れ、生命や人権を尊重する心、正義や公正さを重んじる心、他の人と協調し、思いやる心や社会貢献の精神などの育成を図ることとしています。各学校では、豊かな道徳性をはぐくむため、学校経営の中核に道徳教育を位置づけ、積極的に推進しております。

次に、問題を起こす児童生徒及び少年犯罪者の動機心についてのご質問にお答えいたします。

児童生徒の犯罪の増加につきましては大変憂慮されるところでありますが、子供を取り巻く生活環境が大きく変化しているものと思われまます。犯罪の原因等については、一つ一つの事件にそれぞれ違った要因や原因が考えられますので、一概に申し上げることは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 2番、大林實君。

○2番（大林 實君） 1番の項目ですけれども、現在は非常に日本の中には事態がいろいろございます。そういう中で、まず子供の中を1つの学活等で、そういう事態の出来に対して活動的な、あるいはお話、あるいは避難関係、そんな点がございましたらお願いいたします。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 避難と、それから防御なんです、各学校に危機マニュアルというものを作成してございます。そして、そのマニュアルをできるだけ見やすいように図解して表示するように指導しております。そういう危機管理マニュアルに基づいて避難をする、あるいは予防する。さらに最近は防犯訓練を取り入れてきております。いろいろな角度から学校内で守る体制というもの、あるいは被害を最小限に食い止める体制、そういうものを重視して取り組んでおります。

○議長（人見菊一君） 2番、大林實君。

○2番（大林 實君） それから、今町の中を見ますと、「あんしん家」という看板が非常に掲げられております。至るところでございます。これはやはり1つの手助けとしまして、子供たちには安心感が持たれると思いますけれども、その中で、各家庭の玄関に張ってありますけれども、もしもこの家庭が不在なような場合にはどういたしますか。

以上です。

○議長（人見菊一君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） あんしん家運動、あるいは子供110番の家なんですけれども、大体うちにいる人に協力を願っているわけです。ですから、あの看板を立てたから必ずうちにいてくださいとは、行政のほうでは、あるいは学校のほうではお願いを申し上げておりません。現実問題とし

て、確率としてそういうことが起こる確率はありますけれども、しかし、だから100%ではないから、それは効果がないということは、私どもは判断いたしません。そういうことで、そういう危惧はありますけれども、ひるまずに推進していきたいと思っております。

○議長（人見菊一君） 2番、大林實君。

○2番（大林 實君） 付随しまして、町の中を見ますと扉が閉ざされているんです。そうしたときに、万が一そういう家庭の中に駆け込むと言っても駆け込めないのですよね。そういう家庭がたくさんございます、回って歩きますと。それらの徹底の方法などがありましたらお願いします。

○議長（人見菊一君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 子供110番の家あるいはあんしん家と学校、とりわけ通学路に当たっている児童との関係でありますけれども、例えば子供たちが常々あんしん家を訪問し、そして手紙を届けるとか、そういう交流も行っているわけです。したがって、そういうところから子供とあんしん家との関係を絶えずつくり上げておくこと。それから、もう一つ大切なことは、そのあんしん家の看板、子供110番の家の看板が出ているということは、そう簡単に不審者がその地域でとんでもない行動を起こさせないぞという抑止効果も非常に高いわけです。もちろんその両面をねらっていききたいと思っております。

○議長（人見菊一君） 2番、大林實君。

○2番（大林 實君） 十分わかりました。ひとつ、子供がすすくと安心して教育に邁進できますように、切にお願いいたします。

次に、2番の項目について申しますが、まず、道徳教育、これはちょっと時代がおくれているかわからないけれども、今は心の教育というのか何かわからないのですが、私らのころはそんなふう

な道徳教育ということになっていました。そこで、道徳には何項目かございますね、何十項目かあります。今は、そういう点については余り意識は持たないのですか。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 学校教育の中で道徳という科目がございます。それで、その中に道徳項目が設定されておまして教育が進められております。それぞれ教育目標と、その具体的な教育の内容を展開してございます。

○議長（人見菊一君） 2番、大林實君。

○2番（大林 實君） 非常に人間というのは心がさまざまに動いていますね。そういう中で、1つの決定的な人間の進化といえますか、行く道ですか、そういう軌道的なものを植えつける必要があると思うのですが、いろいろ学校のお話などを聞きますと、何か読み物がたくさんございますね。その中でだれちゃんはどう思ったと、これはちょっと考え方がおかしいのではないかなと、じゃこういう方法がいいかなと、いろいろ先生方は投げ込みをします。指導します。ですから、そういうふうな1つの一面的な指導もいいんですけれども、そこに1つの個性的な人間とあるべきものはこうだというような指針はどうでしょうか。

○議長（人見菊一君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 今、学校で行われている道徳教育の方向としては、いろいろ生活や行動する中で、相手の心を察知すると言いましょか、思いやる心、いたわりの心とか、そういう非常に優しい道徳心というのが大勢を占めていると。私どもの子供のころは、かなりこうしてはいけなとか、こうしなさいとか、規範的な指導が主だったわけですが、その辺の情操を培う教育と、そういうふう判断しております。

○議長（人見菊一君） 2番、大林實君。

○2番(大林 實君) そうしますと、現代の道徳教育というのは、やはり幅広い、しかも奥行きのある幅の広い思いやりというような心情、これらを育てていくのがやはり今の道徳の1つの本筋かと思えます。

非常にこれから時代は進んでいきますし、子供の心がいろいろと変わってきますので、そこら辺の酌み取り、斟酌の指導、その辺をひとつ十分になさいますようにご期待申し上げます。

次に、3番目ですけれども、これはやはり児童あるいは生徒、あるいは一般社会、非常に考えますといろいろな問題がございます。家庭の中にもございます。自分の我が子を殺したり、あるいは少年が刃物でもって刺すとか、あるいは学校でいうならばけんかとか、いざこざがございます。そういったことは、やはり茶飯事に出来ていますので、それらの防ぎ方、当然これは生徒指導もございますので、十分なる立派な先生方がおりますから、常に見張って指導はなさっておりますけれども、何か1つ指針になるものをひとつお願いいたします。

○議長(人見菊一君) 教育長。

○教育長(渡辺民彦君) 凶悪犯罪が非常に低年齢化して、中学校どころか小学校にまでその状況が及んでいると、これは大変憂慮される状況なんです。それで、こうした要因がどこにあるかというのは、非常に重要な問題だと思っております。幾つか私が考える点ですけれども、これは1つは、少子化で子供が育つ環境として、子供同士の触れ合いが非常に限られてしまうということが1つあると思えます。ですから、兄弟でいろいろな葛藤があって、そこでそうした規範意識も生まれてくると、こう思っております。

それから2点目は、やはり今の育つ環境が大きく変わってしまったということです。ですから、

この環境の影響、学者の話では、3歳児までの影響が非常に大きいと、こういうふう指摘されています。ですから、三つ子の魂と昔から言われているわけですが、そうしますと、学校就学前の環境、幼稚園や保育園の指導がまた課題になってきます。

そこで、今取りざたされていること、まだ公式にお話しすべきではないかと思えますけれども、テレビゲーム等の影響が非常に大きい。子供はバーチャルな世界というものと現実をどうも混同している。事件も、そうした背景が考えられる事件が起きているわけです。ですから、そうした家庭でのそういうテレビ等の環境についても、十分家庭の協力を求めながら、子供の健全な成長、特に情緒の発達について促していきたいと、そんなふう考えております。学校教育においても、特に低学年ではそうした面に配慮して教育をしていきたいと、そんなふう考えております。

○議長(人見菊一君) 2番、大林實君。

○2番(大林 實君) 非常に教育に対して真価のあるお諭しをいただきました。ありがとうございました。

そこで、小学校のころは親に対しては信頼感があるんですが、これがだんだん中高になりますと、何ですか、批判性になってきますね。そこらが私は家庭の教育に対しても、学校の教育に対しても非常に大事なしつけの問題がここにあるのではないかなと、こう思います。それから、大学になりましたら寛容性になってきます。おおらかな気持ち、人の気持ちを受け入れると、こういうような寛大なものになってきます。しかし、義務教育の中での中高は批判的というところにいるいろいろなかぎが出てくるのではないかなと思うので、その点、教育長さんのお話をいただきます。

○議長(人見菊一君) 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 皆さんも子供から大人に成長してくるわけですが、だれも反抗期があります。これは1つの成長の証でもあるわけです。ですから、小学校で言うと3学年あたり、そしてもう少し上がってまた5年生あたり、中学校では特に中学2年生が、ちょっと私の情報は古いでしょうか。中学2年は反抗期だと、こういうふうに言われております。この反抗期はやはり自分の中に相当批判的な力が備わってきた証拠でもあるのです。ですから、この辺で望ましい価値観とか判断力、そういうものを授けられるようにというか、養えるように教師や大人が、やはり単に批判するのではなくて、包括的にというか、温かく見ていくと、こういう目が必要ではないかと、こう思っております。

○議長（人見菊一君） 2番、大林實君。

○2番（大林 實君） 非常に心の温まるよいお論しをいただきました。

まず、教育は本当に難しいものであると、これにまさるものはいかなるものかなと思いますけれども、これはやはり人間の行く中で非常に難しい問題だと思うので、決まった1足す1は2になるというようなことはあり得ないと思います。

それでは最後に、今後、教育に、子供に合ったきめの細かい指導と家庭教育、あるいは学校教育、これで位置点を探りながらはぐくむように教育界のますますの発展をお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（人見菊一君） 以上で、2番、大林實君の市政一般質問は終了しました。

◇

◇ 吉 成 伸 一 君

○議長（人見菊一君） 次に、35番、吉成伸一君。

〔35番 吉成伸一君登壇〕

○35番（吉成伸一君） 傍聴者の皆様、大変ご苦労さまです。この議場が非常に重苦しく、疲れたというような、そういった空気が漂っているのですが、ちょっと背伸びでもしたら目が覚めるのではないかなと、そう思います。

それでは、早速、行財政改革から質問いたします。

従来、行政の仕事は評価できないとされてきました。なぜならば、利益で評価できる企業と異なり、行政の仕事の成果はお金でははかれないし、目的も複雑、多様で一律の尺度ではかることができないと考えられてきたからです。ところが、右肩下りの現在、社会経済情勢の変化に対応するためには、限られた資源、人とお金をより有効な事業に振り分けていく必要があります。そのためには、事業実施の成果が出ているかどうかについては、チェックしなければなりません。そこで、三重県の取り組みを契機に、全国的に行政評価の取り組みが始まったわけです。

政策評価、事務事業評価、事業評価など団体によって呼び方はまちまちです。行政評価とは、評価することが目的ではなく、評価することを通じて行政の仕事を市民本位に変えていき、よりよくしていく、ここが目的です。既に多くの自治体で導入されています。

市政運営方針では、事業評価制度と呼んでおりますので、事業評価制度をいつ導入するのかお伺いいたします。

市町村合併に伴うメリットの初めに挙げられるのが、議員定数の削減と職員定員の削減です。職員の適正な定員管理計画と人材育成計画について、基本的な考えをお聞かせください。

また、市政運営方針の中で、行政改革大綱を早

期に作成したいとありますが、策定期と中身について、大枠の考え方をお聞かせください。

続きまして、那須塩原市として市民が一体感を生むためには、どんな施策が必要なのでしょう。この質問に関しては、既に数人の議員の方より出されていますので、重なるところがありますが、質問をさせていただきます。

那須塩原市民としての一体感を育てるためには地域間交流が大切だと考えます。旧市町で行われてきたお祭りを通しての交流、教育現場における交流、産業交流、既に行われたゲートボール大会等のスポーツを通じた交流、そして文化交流など、さまざまなことが考えられます。

那須塩原市民としての一体感を生むために、どのような施策を進めていくお考えなのかお聞かせください。

次に、交流事業への補助金制度導入について質問いたします。

市内にはさまざまな団体組織があります。地域間交流を進めていくためには、既存の団体や組織の協力が不可欠です。そこで、交流事業を推進する団体、企業に対しては、行政として手助けを行うことも必要ではないでしょうか。交流事業への補助金制度を導入してはいかがでしょうか。考えをお聞かせください。

大きな3番として、NPO法人の育成と役割について質問いたします。

NPOと行政の関係については、よく共働という言葉が使われます。共働とは、NPOやボランティアが行政や企業との間で社会的課題を共有し、対等な関係でともに行動することと言われていますが、本市における社会的課題をNPOと行政が担うとなると、どのような課題が挙げられるのでしょうか。また、NPOと行政の役割と関係をどのように考えているのか、お聞かせください。あわ

せて、本市には現在12のNPOがあると聞いていますが、活動の主流についてお知らせください。

次に、NPOやボランティアをサポートするための中間支援組織としてのNPO、ボランティアサポートセンターの設置を提案いたします。

県内には宇都宮市を初めとして、6市に8か所のサポートセンターが既に設置をされています。サポートセンターの役割は非常に重要です。市民活動に参加したい、市民活動を応援したいという人たちでも、何かしたいが、何をしたらよいかわからない、どこにどんな活動があるのかわからないと、せっかくの意欲が形にならない場合があります。市民活動に対する情報を集め、発信すること、出会いの機会をつくること、時には会議や研修会の場として提供することもできます。サポートセンターの設置への考え方があるかどうかお伺いいたします。

次に、NPO法人の抱える問題について質問いたします。

NPOが抱える問題は多数あります。人材の育成と確保が難しいこと、狭い活動範囲になりやすいこと、メンバーが固定化しやすいこと、そして運営資金不足が挙げられます。県は昨年、NPO活動基盤サポート資金融資制度をつくりました。その内容は、運転資金が300万円の限度額で金利年1.7%、もう一つが、事業拡大資金で限度額が2,000万円で年利1.9%、返済期間はそれぞれ5年、7年となっています。

現在、この資金融資を利用できたNPOはわずかに3件と聞いております。平成17年1月末現在、県内には約200を超えるNPOがあるわけですが、その中でわずか3件の実績では、この制度の有無が問われるのではないのでしょうか。

私は、以前にも提案いたしました。本市独自の施策としてNPO支援基金の創設を改めて提案

いたします。当局のお考えをお聞かせください。

最後に、地域における防犯についてお伺いいたします。

社会情勢の急激な変化により、近年全国的に犯罪の多様化、凶悪化、そして低年齢化が進んでいます。特に学校における防犯の強化が叫ばれています。

先ほど東泉議員の質問にもありましたので、教育現場における犯罪防止対策については深くは触れませんが、行政としてしっかりとした対応を求めます。

今、重要なことは、地域を挙げた防犯への意識向上ではないでしょうか。今までも単発的な防犯運動は行われてきましたが、これからは恒常的な防犯運動を根づかせていくことが大切だと思います。地域住民、学校、PTA、警察、防犯協会など関係団体と協力しながら、地域主導型の自主防犯活動組織が必要ではないでしょうか。仮称ではありますが、地域防犯ボランティア制度を導入してはいかがでしょうか。既に防犯パトロールなども行われている地域もあると聞いていますが、市を挙げて各地域に組織をつくり、行政としてしっかりとしたバックアップ体制を構築すべきと考えますが、いかがでしょうか。防犯活動に対する考え方を聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（人見菊一君） 35番、吉成伸一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 35番、吉成伸一議員の市政一般質問にお答えをいたします。

まず、合併の最大の効果は行財政の効率化と言われております。市政運営方針においてもお示しをいたしました。事務事業評価制度、これらを

実現するための手法として早期の導入が不可欠と考えております。旧黒磯市においても、平成13年度から試行的に導入いたしました。指標や目標値の設定などの課題について再検討した経緯がありますので、しっかりしたフィールドとして二、三年後の導入を目途に作業を進めてまいりたいと存じております。

次に、定員管理計画と人材育成計画は、新市建設計画にも盛り込まれておる行財政改革の主要な施策であります。今後の那須塩原市を運営する上でも重要な計画であると考えております。

まず、定員管理計画につきまして申し上げますと、職員の適正配置に努めながら、定員適正化計画を策定し、職員の管理を行うものであります。今後のスケジュールといたしましては、類似団体等の比較、分析を行い、那須塩原市独自の定員適正化計画を策定し、職員削減の数値管理を行うことを考えております。

人材育成計画につきまして申し上げますと、自治体がみずからの責任のもと、経営策を策定し、積極的に展開するため、また社会の変化に合わせた地方行政の経営を自立性、可能性の高いものとしていくために実施しようとするものであり、政策立案、政策形成、執行、評価、それぞれの面で能力に富む職員を育成すること、言いかえれば時代に即応した人材の高い職員をつくることと考えております。

具体的には、人材配置、能力開発、人事効果、処遇等がお互いに連携し合うシステムが人材育成計画であると認識しておりまして、制度の設計につきましては平成17年から着手していきたいと考えております。いずれの計画も那須塩原市の行財政改革大綱にしっかりと位置づけていかなければならない重要な施策であると考えております。

次に、行財政改革大綱の策定についてのご質問

であります。今回の合併は行財政改革の大きなステップでありましたが、今後とも増加する見込みである行政需要に対応するため、徹底した行財政改革を進めていく必要があると認識をいたしております。そのために指針となる大綱を早期に策定しなければなりません。平成17年度には大綱策定を進め、市民の皆さんとともに行財政改革を強力に進めていきたいと考えております。

次に、大綱の内容についての概略を申し上げますと、行政経費の削減、職員の適正化、情報化社会への対応、情報の公開と保護、行政関与の是非などについて徹底的に問題点を洗い出し、この改革指針を大綱に盛り込み、あわせて具体的な目標を掲げた実施計画書を作成することになると考えております。

作成に当たっては、市民の皆さんや専門家の参加もお願いしながら、策定のための懇談会等を立ち上げ、ご意見を伺いながら、実効性の高い大綱としていきたいと考えております。

次に、那須塩原市として市民が一体感を生むためには、地域内の交流、市内の広域的な交流が、議員と同様、私も必要であると思っております。旧3市町で取り組んできた各種の祭りやスポーツ大会を通じ、より広範囲の市民参加、協力を得ながら、一体感の醸成のため交流を促進していきたいと考えておるところでございます。

また、交流事業への補助金制度につきましては、他の補助金との均衡を図りつつ、その事業の必要性や有効性、また民間活用と行政の役割分担等、総合的に判断しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、NPO法人の育成と役割についてお答えをいたします。

まず、那須塩原市における社会的課題をNPOと行政とで担う場合はどのような課題が挙げられ

るかというご質問であります。NPO法人の分野は特定非営利法人促進法の規定に基づき、保健、福祉、教育、環境、災害救援等、全部で17項目に及ぶ活動が定められております。

そこで、本市における行政とNPOが担う社会的課題について考えてみますと、基本的にはここで規定されていることを全部挙げられると思います。ただし、いきなりこのすべての分野において行政とNPOの連携を図ることができるとは思いません。その連携を実現させるためには、NPOにおける財政基盤の脆弱性の克服や人材の育成、経営能力の向上等、解決しなければならない問題点があると考えております。

また、行政とNPO、お互いの役割関係についてであります。議員がお話のとおり、共働という意味は、お互いが目的意識を共有し、それぞれの特性を認め合った上で対等の関係を構築し、連携していくものだと思っております。

なお、那須塩原市にあるNPOの種類についてであります。議員がお見込みのとおり、現在市内には内閣総理大臣認証のNPO法人も含めまして、全部で12の団体が存在しております。その種類についてであります。1つの団体で複数の分野にわたって認証を取得している場合があり、団体数は12法人であります。項目数で申し上げますと、全部で37に上ります。この項目数で分類しますと、保健、医療または福祉の増進を図る活動で9件、24.3%であります。次にOA分野は、社会教育の推進を図る活動とまちづくりの推進を図る活動で、それぞれ5件、13.5%であります。

次に、NPOサポートセンターの設置及びNPOの基金の創設についてであります。お互いに連携がございますので、あわせてお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、社会的な志を持

った市民有志による集まり、つまりNPOの活動はまさしく自分たちの町は自分たちでつくるというまちづくりにおける基本的な考え方に合致するものであると思われま。したがいまして、行政としては、NPOとの連携については積極的に検討をしていく必要がある課題だと認識しております。今後は、この具体化を図っていくことが肝要であると認識しておりますので、議員のご提案の取り組みも参考にしながら、新しい振興計画の策定に合わせて検討してまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、生活環境部長より答弁いたさせます。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（人見菊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 地域における防犯についてお答え申し上げます。

地域における日常的な防犯活動は、犯罪を未然に防止するために効果的なものであり、家庭、地域などの防犯力を高めていくことが最も重要であるとの認識を持っております。

今後、地域の防犯活動を根づかせていくためには、家庭や地域の役割について市民の皆さんと認識の共有を図っていくことが必要であると考えております。そのためには、関係機関はもとより、防犯活動を実践している団体なども連携を図り

ながら、ネットワークの構築について研究していくとともに、支援のあり方等についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 35番、吉成伸一君。

○35番（吉成伸一君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、事業評価制度についてでございますが、先ほど市長のほうから答弁いただきまして、以前に私もこの評価制度については何度か質問してきたわけですが、その際に、やはり先ほど市長の言ったように、62業務について試験的に評価制度を導入した経緯があるということでありましたが、その過程の中でどのような結果を得られたのか、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思ひます。

それから、あわせて合併前、西那須野町、それから塩原町においては、この行政評価システムについての調査研究等は行われてきたのか、あわせてお聞かせください。

○議長（人見菊一君） 総合政策室長。

○総合政策室長（山田 勉君） 13年度に導入したときのことでございますけれども、試行的に13年度から導入したということでありまして、途中、大事業であります合併問題が入ってきたという関係で中断してしまったというような経過があるわけでございます。

当時の反省点といたしましては、指標あるいは目標値の未設定による評価のあいまいさ、それから、二次評価の必要性、それから事業評価への理解度不足等々の原因が挙げられておりますので、それらを参考にしまして今後やっていきたいと思ひております。

それから、西那須野町と塩原町の状況でございますけれども、西那須野町でも一度、職員を対象に勉強会というような程度でもって事業評価につ

きまして勉強会をやったという経過がございます。
塩原のほうは、ちょっと聞いておりません。

以上です。

○議長（人見菊一君） 35番、吉成伸一君。

○35番（吉成伸一君） 最初に、初めの質問でも言いましたけれども、やはり今非常にどこの自治体も財政が逼迫しているという状況の中で、いかに市民からいただいた税金を効率的に使うかということが行政の果たす役割としては、今、求められているんだと思うのです。

そういった観点から、1996年に三重県はいち早く行政評価システムを導入したわけです。もう既に約10年がたつわけです。三重方式として、もう本当にあらゆる自治体で名前だけは知っていると思うのです。そういったいい例があるわけですよ。そういったいい例があるにもかかわらず、先ほどの市長の答弁でいけば、今後二、三年の間で導入を図っていききたいというお話でしたが、私はやはり早期にこのシステムは導入すべきだと思います。

従来、行政というのは、事業の成果としてきたものは、行政が何をやったかということが主眼に置かれていたと思うのです。そのやったことによってどうなったかというのが、今、大切なことだと思うのです。

例えば簡単な例を挙げれば、道路を10kmつくりました。今まではこれが行政の仕事です。何々しましたというものが。そうではないと思うのです。道路を10kmつくったことによって、朝夕のラッシュが緩和された。これが行政が求められている最終的な目的ではないかなと私は思います。これを明確に物差しとしてつくっていくことができるのが行政評価システムであり、事務事業評価システムであったり、さまざまな呼ばれ方をしておりますが、事業システム制度の導入だと思うのですが、

いかがでしょうか。

○議長（人見菊一君） 総合政策室長。

○総合政策室長（山田 勉君） 全く議員おっしゃるとおりでございます。ですから、我々行政のほうも中途半端な導入というのではなくて、本格的な導入を考えております。したがって、そのほか総合計画、長期振興計画あるいは先ほどの人材育成制度、こういったものもすべてリンクしてくる計画というふうに私ども今考えておりますので、そういったものも含めて、今後やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 35番、吉成伸一君。

○35番（吉成伸一君） ぜひ早い時期に導入を図っていただきたいなど、そう思います。

もう1点、例えば例を挙げれば、非常に市民生活に密着しているという部分では、ごみの収集というような問題も挙げられると思うのです。これは評価システムの中で検討した場合にどういふことがあるかということなんですが、例えばごみの収集は、市民にとってみたら、毎日来てもらうのが理想ですよ。人によっては夜集めに来てもらえればもっと都合がいいというような方がいると思います。ただ、これは余りにもお金がかかってしまいますよね。その点を考えれば、やはりルールづくりをしなければだめだと思います。週に生ごみは2回であったり3回、朝8時までにごみを出してください、こういったルールづくりが必要になるわけです。これが当然その中で費用対効果という部分をしっかりと計算して、現実の施策としてはこれこれこうですよ、それをしっかりと情報を開示して市民の方々にわかっていただく。市民のニーズはわかるけれども、財政面でいけば、ここが今行政側としては最大、できる範囲ですよ。これは絶対に物差しがなかったらできないわ

けですよ。

これを一日も早く導入することは、市民にとっても、それから行政にとっても、両方にメリットがあるわけです。ぜひとも早期の導入をお願いし、次に移ります。

職員の適正な定員管理計画についてであります。先ほど説明をいただいたわけですが、私はちょっと考えるところがあるのですが、市役所に入って5年、10年、20年、30年たつて、それぞれ役職も上がっていくわけですが、そういった中で、どうしてもマンネリ化するというのは仕方ないことだと思うのです。やはり刺激が非常に必要だと思うのです。そういった刺激が人材育成に非常に大切な部分ではないかなと私は考えます。

例えば、民間の企業なんかはよく派遣事業をやりますよね。全く違った業種のところに3か月間派遣して研修をさせるとか、そういったことをやる会社が結構あると聞いています。行政サイドでは難しい部分があるのかもしれませんが、本来、本当の意味での人材を育成していくということであれば、そういった研修制度をしっかりと構築して進めていくべきだと思います。

特に民間の力、民間のいいところ、どんなところかという、私はやはりサービス業が最高に行政にとっては参考になるのではないかなと思うのです。こういった研修制度なんかを導入するようなお考えがあるかどうか伺いたします。

○議長（人見菊一君） 総務部長。

○総務部長（佐藤邦昭君） ただいまの人材という話の中でご質問がございました。

やはり今、議員がおっしゃられますように、この市役所の中でもいろいろな業務がございます。定期的な人事異動の中で適材適所、あるいは新しい分野で仕事を覚えてもらうための異動もやっております。ただ、今おっしゃられますようにサー

ビス面という面におきましては、今までの行政はやはり少しおくれていたのかなと。旧黒磯市におきましても、今的那須塩原市におきましても、窓口のところで総合窓口案内を、これは栗川市長になったときに、やはり市民の目線で「市民が何を思っているのか、おまえらは知っているのか」というような指導のもとに設置したものでございますので、今後、やはり職員は宝でございますので、その宝が腐らないよう精いっぱい努力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 35番、吉成伸一君。

○35番（吉成伸一君） 今、最後に部長が言われたとおりだと思います。人材育成がすべて、その行政にとってすばらしい行政ができるかというのは、人で変わってくるわけですから、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。

次に、那須塩原市民としての一体感というところでちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

この件については多数の議員の方々から質問が出ておりましたので、私は、これは答弁していただけるかどうかはわかりせんけれども、例えば那須塩原市の地場産品を使ったお料理コンテストとか、そのコンテストをやって、それを今度は郷土料理につなげていこうとか、それから、市民大運動会、これは本当に簡単な競技でいいと思うのです。綱引きであったり、玉入れであったり、フォークダンスであったり、そういった本当に手軽にできるようなことを、当然これは一堂に会してということは不可能でしょうから、幾つかの拠点ごとに旧塩原町の方、旧西那須野町の方、旧黒磯市の方、それぞれが入りまじってやると。そういった交流の仕方というのも1つ私はあるような気がいたし

ますが、もし答弁できる方がいらっしゃったらお願いいたします。

○議長（人見菊一君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 議員から幾つか提案をいただきました。交流のパターンとしては、できるだけ大勢の市民が一堂に会するという交流のパターン、それから小さい集団では、例えばこの前のゲートボール大会とか、120人とかというレベルの話、実は3月13日、今日の日曜日には黒磯の硬式テニスの部と西那須野の硬式テニスの部で親善試合をやるという企画があるわけです。多分40人レベルの交流、こういうふうな交流をいろいろな人と人とのつながりの中から見つけ出して、各レベルでいろいろなことをやっていく、多種多様にやっていく。大きな花火のような交流をどんと打ち上げること、これも象徴としてはとても大切なことと考えていますけれども、今はそういういろいろなできるところから交流を広げていくということも中心に考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（人見菊一君） 35番、吉成伸一君。

○35番（吉成伸一君） 理想を言えば、当然行政が主導的立場ではなくて、民間レベル、団体、それから先ほども言った組織等がそれぞれ協力し合って、いろいろな交流事業を進めるというのが理想でしょうから、その点では、今、教育部長さんが言われることは本当にもっともだなと思います。

先ほど市長の答弁の中で、交流事業への補助金制度という中では、ほかの補助金との関連等でまた考えていきます、対応してまいりますというお話がありましたので、ぜひとも交流事業に対する補助金という、やはりそういったものをばんとつくれば、市民の中でも、ああそれだったらこういった交流事業もやってみようか、ああいう事業もやってみようかと、そういった啓発に絶対私はつ

ながっていくと思うのです。ぜひとも今後進めていっていただきたいと思いますので、要望させていただきます。

NPO法人の育成について、再度質問させていただきます。

市長答弁が非常に長かったのでよく覚えていない部分もあるのですが、実際に那須塩原市内には12のNPO法人があるということなんですが、12というのはやはり少ないなど、正直、私自身の感想です。

それは、やはり1つ原因として、情報量が少ないのではないかと思うのです。先ほど提案させていただいたサポートセンター的なものがないことによって、実際に活動したい、そう思っている方がなかなか情報量が少ないことによって、法人化しないにしても、踏み切れない部分があるのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（人見菊一君） 企画情報課長。

○企画情報課長（高藤昭夫君） 那須塩原市で12団体ということで、栃木県には268団体ほどあるそうです。人口比率からしても、若干当地域はおくれているのかなと、こんなふうに思っております。

そういう中で、いろいろ原因はあるのだと思いますけれども、市民側の話は今ありましたように、活動したい人がたくさんおっても、なかなか情報が少ないと。逆に言いますと、反省点として、私も自治体職員もそういう意味では情報なり、認識が若干薄いという部分もあったのかなと、こんなことを反省しながら、今後、地方分権の時代でもありますので、振興計画を策定していく中で、本当に前向きで取り組んでいきたいなど、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 35番、吉成伸一君。

○35番（吉成伸一君） 振興計画の中でということですから、その前にということはちょっと難しいのだろうなということですが、とにかくしっかりと体制づくりをしていただきたいなと思います。

それから、先ごろ、NPOに対する収益事業に対しては、矢板市が今回減免をするというような記事が載ったわけですが、それは1つの施策として決して悪い施策でないと、私も思います。ただ、以前にも提案させていただいた杉並区あたりでやっていますNPOに対する支援基金をつくって、その基金に寄附する人たちは、それによってやはり減税分がメリットとして生まれて、今度は基金の中から寄附された方が、このNPOに使ってくださいというような形でその基金が捻出されると、こういった方式を実際にやっているわけです。そういう調査研究もぜひ今後進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（人見菊一君） 以上で、35番、吉成伸一君の市政一般質問は終了しました。



◇ 君 島 幸 三 君

○議長（人見菊一君） 次に、61番、君島幸三君。

〔61番 君島幸三君登壇〕

○61番（君島幸三君） それでは、私のほうから2点ほど一般質問させていただきます。

まず、質問する前に、大変申しわけございません。2点目の塩原庁舎出張所に対する質問内容の中に、早急の整備要望とコンペ方式というふうに書いてしまいました。これは庁舎改築に対する、設計に対するコンペ方式の導入というふうに文言のご訂正をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

まず、第1点目の地上デジタル化についての質問でございますが、この問題は合併協議会の中で、私のほうから難視聴地域に対する考え方ということで提言をしていた経過がございます。これに対しまして、合併協議会といたしましては、新市において検討させるというのが協議会としての答えでございました。それに伴いまして、この一般質問、今、国で情報網の整備とともに2011年、平成23年までに実施をしなければならないアナログからデジタル化へと進んでいるわけでございます。この問題について、放送デジタルのメリット、あるいはアナログ周波数の変更数というものを交えまして、当局の判断と考え方をお聞かせいただきたい、こう思っております。

それでは、放送のデジタル化のメリット、すなわち今多くの住民は高品質あるいは高音質、チャンネル情報の高度と統合のサービス、両方向による番組参加型コミュニケーション放送の現実、第2に放送システムの効率化、あるいは先行情報通信ネットワークの共存によるコストパフォーマンスの実現、第3として、放送通信あるいは電気産業、金融、経済構造の再編と経済波及の効果、第4といたしまして、国の情報の収集あるいは国家防衛上の電波管理などの周波数の有効利用を図るとともに、今日のIT社会の実現を図る、これがデジタル放送による4点のメリットでございます。

それでは、これに対してアナログ周波数変更事業についてを簡単に申し上げますと、地上放送のデジタル化スケジュールに基づき、東京、名古屋、大阪あるいは各タワーのUHF創出周波数チャンネルを決定いたしましたところ、全国のUHF中継局の周波数と重なる現象がドミノ式にあらわれため、国はアナログ周波数変更対策、すなわちチャンネル変更として約2,000億円の拠出をしているわけです。全国801中継局にかかわる約426万

世帯について事業を起し、2006年をめぐりに計画され、宇都宮、矢板中継局等の地方都市のUHF中継局の完全デジタル化になってしまうというのが現実でございます。

当地域においては、仮に周波数の変更事業におきましても、黒磯を中心とする平野部におきましては、宇都宮の放送局あるいは矢板中継局を基準として、この対応が確実であろうというふうに思われ、しかし、塩原を起点とする難視聴地域、あるいは黒磯の板室周辺の山岳地帯、あるいは新幹線沿線の問題等は、この放送網の整備によって難視聴地域というふうになれば、現在のデジタルによる放送が見られないという近代国家における珍しい現象が起きてしまうという問題がございます。しかも、この事業におきましては国の費用が約60%、県が20%、受益者が20%というふうに、明記をされているのが現実でございます。

今後この取り組みに対して、市として早急に検討委員会あるいは実行委員会、この事業のスムーズ化を図れば推進委員会等の設立によって、来年度から実質的に計画しないと、平成23年度までのデジタルによる供用はあり得ないというような問題が発生をしております。どうぞ市長、決断をもって、新市における推進委員会の創設を希望するものでございます。

次に、第2項の塩原支所並びに出張所の庁舎建設についての提言をいたします。

まず、塩原支所、出張所の庁舎建設は、行財政効率化あるいは運営を目的として新市建設計画に掲げ済みでございます。しかも、旧塩原町及び旧塩原町議会といたしましては、これまで地域住民に早急に整備することを説明してまいった経過がございます。これに伴い、平成16年、その財源として那須塩原市、塩原地区庁舎増改築基金を大幅に積み上げまして、その基金は8億3,389万円を

新市に移行したわけでございます。したがって、塩原支所、出張所の庁舎建設は、塩原町はもとより塩原住民の総意によって結論を見出しているわけでございます。

簡単に塩原支所の沿革というものを申し上げますと、現在の庁舎、昭和32年の門前大火におきまして焼失をいたしました。昭和33年、庁舎建設がなされまして、今日まで46年という経過がございます。しかし、老朽化に伴い、耐震診断の結果、耐震性は極めて低く、早急に新庁舎を建設しなければならない状況にあるわけでございます。支所、出張所建設に当たっては、合併が具体化する前に塩原町庁舎建設懇談会から出された報告を尊重し、箒根地区に支所あるいは支所からの距離的問題、災害時の対応、観光地等の特殊事情を考慮し、塩原地区に出張所の建設というものを要望してきた経過がございます。

あわせて、塩原出張所につきましては、公民館あるいは図書館、あるいはその他の団体の入所をする総合庁舎という要望が大でございます。具体的に我々塩原旧議会としては、平成17年度に設計予算、平成18年度に2施設の建設を要望し、19年に供用開始を計画しているところでございます。幸いにいたしまして、平成17年度当初予算は、1庁舎の建設と工事費が4億3,000万円計上されております。すべて建設資金にしては、特例債はもとより一般財源等の資金は流用いたしません。あくまでも、先ほど申し上げました塩原町の建設基金8億3,389万円、これで対応する計画でございます。早急にもう1庁舎の建設というものを市長、来年度18年度にするべきであるというふうをお願いを申し上げまして、質問1回目を終わります。

○議長（人見菊一君） 61番、君島幸三君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 61番、君島幸三議員の市政一般質問にお答えをいたします。

まず、地上放送のデジタル化、いわゆる地上デジタル放送については、地上アナログ放送では実現できなかった精彩な画像やクリアな音質で高品質な放送が実現できるほか、従来にない多彩な情報の入手や双方向性機能等を踏まえたさまざまな利便性の高いサービスが利用可能となることが期待されております。通常のテレビ番組に加えて、視聴者が居住する地域の天気予報や各種生活情報、行政情報、医療福祉情報など、地上デジタル放送によるデジタル放送ならではの多彩な情報もアクセスできるようになり、また、行政サービスにおいても公共施設の予約など、申請、手続等のサービスへの利用が可能となるよう、既に岐阜県岐阜市などで実証実験が行われております。

今後、このご質問の地域情報ネットワークについては、この地上デジタル放送とすることで、早急な普及が進んでいるインターネットとの組み合わせにより、さまざまな可能性を広げながら構築されていくものと考えております。

こうした流れに対する市の対応としては、できるだけ多くの市民が地上デジタル放送やインターネットなどを利用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。地上デジタル放送につきましては、既に三大都市圏で昨年12月から放送が開始されておりますが、本市においては、現在これまで利用していたアナログ放送を将来のデジタル放送の開始に備え、放送チャンネルの変更作業を行っているところであります。

この中で本市の一部、百村地域においては、この変更作業の段階で難視聴地域となることが栃木受信対策センターの調査結果で明らかになり、共同受信施設の設置に向け、地元と調整を行ってお

ります。

また、既に難視聴対策として共同受信施設を設置している地域にも市内には数か所ありますが、一般的にUHF放送でなく、VHF方式で受信している地域もあります。VHF方式については、今回の変更作業の必要はありませんが、地上デジタル放送に本格的に移行する2011年、平成23年7月以降につきましては、すべてのアナログ放送が終了する予定となっております。何らかの受信対策も必要となってまいります。特に既設の受信施設は利用できない場合、多額の設備費用が必要になってくる可能性があるため、今後、国、放送事業者、メーカー等の連携を図り対策を進めてまいりたいと考えております。また、こうした課題についての対応方針については、地域情報化計画を策定していく中でさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、新市の庁舎建設計画につきましては、昨日、塩澤議員にご答弁を申し上げましたとおりであります。

次に、塩原支所、出張所の建設についてですが、塩原支所はご承知のとおり建物の老朽化が著しいこと、地域的な観点での、特に災害時の対応施設としての重要なものとなっておりますので、市民や観光客の安全、安心を考慮いたしまして、改築工事費を新年度予算に計上したところであります。また、建設に当たりましては、温泉地にふさわしい建物ということで検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 61番、君島幸三君。

○61番（君島幸三君） 第1点の問題は、市長に対する質問が、自分のほうから市長なんていう言葉を使ったために、市長のほうから実施をするという意向を示されたので、再質問の必要性はない

のかなど。時期があと6年間ございます。市長の姿勢としてこの地域に対する情報網の整備ということは重要であるということは、これは重々認識の上に立った整備状況の方針が今答弁されたということに対して、大変再質問する意思もなくなつたかなと思うのですが、せつかくの機会ですから、ここで、問題は先ほども申し上げましたように国・県の補助と同時に住民の20%ぐらいの受益者負担というものが、これは市で出す意思があるのかどうかという問題が、必ず検討会の中では浮上してくる問題だというふうに思っているのですが、この辺に対する市長の見解、今ここでどうのこうのと言うことは難しい局面だろうというふうに思いますけれども、市長としての立場でお答えがいただければよろしいかと思つて、市長どうですか、この辺の見解は。

○議長（人見菊一君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま地上デジタル化放送についてのお話の中で、平成23年度までには整備をしていかなければならないということで、難視聴地域が出ておるということでございまして、その行政負担についてでございますけれども、当然、市民間には情報を共有化していかなければならないという大きな部分も、この中には含まれるわけでございますので、どれぐらいの負担をするという、金額とかそういうのはいずれにいたしましても、そういう対応は考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 61番、君島幸三君。

○61番（君島幸三君） ありがとうございます。当然、そういう答弁が正しいというふうに私も認識をしております。

事業の総体事業がどれくらいかかって、どういう方向性を示していくのかということがまだ明確

ではございません。当然、きょう一般質問で初めてこのデジタルに対する問題点を提言いたしました私ですから、当然市長のほうとしては、やる意思と、それと総体的な事業に対する住民の負担割合というものが算出されるわけですから、早い機会にその処方せんというものをしっかりと書いてやっていただきたいというのが私の思いです。

いま1点は、当然県の負担も入ってくるわけです。実は本県においては、このデジタルに対する県の行政としての問題が、少し私は住民に対する提案が少ないのではないのかなというような考えを持っています。これはなぜかという、この事業に対しましても、国・県の補助というものがあります。県の補助というのは、もちろん先ほど申し上げましたように、総事業に対して県の持ち分というのはどうかということがはっきりしないということは、恐らく県のデジタルに対する考え方が、少し私は遅いのではないのかと。

ということは、平成15年9月の定例議会で、塩谷町の選出の手塚功一県議が藤原町の難聴地域に対する問題点を取り上げまして、この問題を取り上げている。それで、やはり私が申し上げましたように地上波、デジタルということで質問をしているわけですが、この中において。当時の企画部長でございます、名前申し上げませんが、新規の中継局整備にかかわる周波数の割り当てと云っている。では割り当てというのはどういう意味なんだろうというふうに情報を得ましたところ、これは栃木テレビの活用ということを県は考えて、栃木テレビの活用ですから、当然栃木テレビに対する周波数の割り当てということになると、全県一帯に対するデジタルの周波数が不足をする。県においてはこの不足分をどうのような活用をするかという、民放とともに供用開始を目的としているというような答弁があったわけでございます。

しかし、事業というのはただ単に地方自治体に委任をするだけではなく、国・県、市というものが中心となってこの問題を解決していくというのが、私は本来の姿であろうというふうに思います。

市長、ぜひ県庁のほうに出向をした場合にはぜひ県の企画課と十分協議をして、県の位置づけというものははっきりと検討いただくというのが必要になってくると思いますので、お願いをしたいというふうに思っております。

大変市長の答弁が明快に、はっきりと、やる意思が位置づけられましたので、1項の質問については以上です。

次に、第2点の塩原支所、出張所の問題で、私はどれを優先するか、どちらがいいかということをおのほうからは申し上げませんが、先ほど市長の答弁によって、耐震結果の悪い塩原地区というものが最優先をされるのだろうと、自分なりに解釈をいたしました。市長もそういう気持ちで答弁をしていると。

しかし、先ほど申し上げましたように、8億3,000万円の基金の繰り入れに対して4億3,000万円ということになりますと、4億円が余ってしまう。一説によると、西那須野の庁舎、フロアが余っているから、それを塩原支所とやってもいいのではないかという職員も何人かいるという情報は得ております。しかし、塩原町の住民にしましては、議会の議決を得て住民を説得をして、8億3,000万円を投入して2つの施設をつくるんです、こういう説明をして住民の理解、議会の議決をして、私以外の議員の皆さんも恐らくそうだとおっしゃってくれるだろう、そういう気持ち、そういうことでしているのだから、市長、18年度にも籌根に支所の建設というものを心の中でお持ちですか。どうですか市長、いま一度。

○議長（人見菊一君） 総務部長。

○総務部長（佐藤邦昭君） 庁舎の質問でございます。議員おっしゃるように、庁舎建設につきましては、旧塩原町から8億3,400万円ほどの基金が新市のほうへ引き継がれております。先ほど市長の答弁にありましたように、私のほうで検討しました結果、今、旧塩原町の温泉街にある庁舎、あの状況を見て、あるいは耐震診断の結果を考えたときに、国際観光都市那須塩原の根本である塩原温泉について、果たしていいのだろうか。安心して観光客が来て、また安心してあそこで楽しんでってもらうためには、やはりそれなりの施設が必要なのではないかという形の中で、今回、建てかえの費用を半分、半分と言うとおかしな話なんですけれども、計画に出ておりました規模を見ましたときに、塩原の温泉街の規模と籌根のほうの計画している規模が大体同じでございました。そのために、私のほうといたしましては、当面早急に対応しなければならないのは塩原温泉のほうにある支所の改築であろうというような判断のもとに、今回予算を計上させていただいたところでございます。ご理解を願えればと思います。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 61番、君島幸三君。

○61番（君島幸三君） 総務部長の答弁は理解しますよ。1つは耐震の結果、恐らく旧塩原の総合庁舎という形で建てるということは、これは市長も言っているし、自分らも予算書を見れば一目瞭然。ただ問題は、いま一つはどうなのかと聞いているのです。これ建てませんと言われたって、4億円持って帰って住民の皆さんに分けるわけにはいかないです。建てる目的として新市に繰り入れをしているんだ、その辺の解釈はどう思っているんだということが一番重要でしょう。塩原の温泉街につくるということはもう当初予算に載っている。そうでしょう。だから、いま一つの施設をつ

くるのかつくらないのか。じゃ18年度にやるのか。それ以後は言いません、年度は。自分らの基金は17年度的设计、18年度の同時设计というのが塩原町の議会であり、住民の総意なんです。ぜひ答弁は総務部長に任せないで、市長お願いします。市長の決断ですから。自分がやりますと言えば、時間がなくなっちゃう。市長、どうですか、いま一度。

○議長（人見菊一君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 質問の内容については十分私も理解はするわけでございますけれども、当然それは塩原町として議決をいたしまして、塩原町としての考え方ということで十分理解はします。しかし、新たに那須塩原市としてスタートをしたということでございまして、この地域内のやはり行政施設というものの考え方の中で、出張所になるのかどうかはわかりませんが、必ずしもそれが有効に活用されるものかどうかということとは再度検討していかなければならないのかなというふうに私自身は思っておりますので、検討の余地があるんだろうというふうに思っておりますので、ご検討のほうをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（人見菊一君） 61番、君島幸三君。

○61番（君島幸三君） 市長、今の答弁は十分検討するということです。じゃ検討してダメならやらないのか。それで4億円を返すのかということです。そういう問題がまた発生してしまうのではないですか。行政から見るとそんなことはないですと。我々議会からすれば4億円返すのかということ。再検討をお願いをしたいと思います。市長、いま一度どうですか。

○議長（人見菊一君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 先ほど申し上げましたように、やはり一つの行政区というものの考え方から

いけば、再検討していかなければならない問題だというふうに私は思っておりますので、今後、検討いたしたいと思っております。

○議長（人見菊一君） 以上で、61番、君島幸三君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（人見菊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 武 隈 一 郎 君

○議長（人見菊一君） 次に、55番、武隈一郎君。

[55番 武隈一郎君登壇]

○55番（武隈一郎君） 議席55番、武隈です。

新市になり、私にとりましては最初で最後の一般質問でございます。平成2年に多くの方々のご支援、ご協力をいただき、今日まで議員としての責務を果たすことができましたことは、多くの職員を初め、先輩議員のご指導をいただき、また後輩議員に支えられ、来られたことが、その結果、今あるわけであります。ここに敬意と感謝を申し上げます。

私も青年期には渡辺塾、中曽根塾で学び、政治に携わってきましたが、私も65歳になり、日本の高齢者社会の一員になりました。戦後も60年を経過し、当時生まれた方々も今では勤労社会の中核をなしている現在でございます。

住民サービスの最大機関である職員の皆様のさらなるご活躍と新市の発展を願い、次の2項目に

ついて質問をいたします。

京都議定書と新エネルギーについて。

人類の最大の驚異の1つ、地球温暖化に対するため先進国に二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を義務づけた京都議定書が去る2月16日に発効されました。議定書では、2008年から12年までに日本では6%削減する国際公約をしましたが、2003年までの排出量は逆に8%ふえており、実質14%もの削減をしなくてはならないことになりました。この削減は、産業界だけではなく、消費者や国、地方自治体が全員参加で取り組む必要があるわけであり、地球環境問題は地域を越え、国境を越えた問題であり、私たちの将来にも大きな影響を与えることとなります。

かけがえのない地球のために、一人一人の足元から取り組みが今求められています。私たちは先人からの贈り物である豊かな自然を守り育てるとともに、この恵まれた自然の中で自然の恵みである水や風、太陽、産業の恵みである畜産排せつ物、そして豊かな風土、文化を守り育てた先人の恵みを大切にしながら、市民一体となってクリーンでリサイクル可能な新エネルギーの導入に積極的に取り組んでいかななくてはならないときであります。

幸いにしてこの地域は、新エネルギーを導入する要件が多種あるわけであり、まず、さんさんと輝く太陽、それらを活用した太陽光発電、北海道に次ぐ酪農地帯である畜産排せつ物のバイオマス発電、温泉熱を活用した地熱発電、また水力発電、風速4mくらいで発電可能な風力発電などが設置可能な地域であります。このような新エネルギーの導入を率先して行うことにより、二酸化炭素の削減を図っていかなければならないと考えます。

そこで、次の点について伺います。

削減計画の策定について、地域再生計画の考えについて、新エネルギー導入の考えについて、新エネルギー導入の支援策について。

次に、地域防災と機械器具の最大限活用について。

2004年は台風、大地震など自然災害の恐ろしさを思い知らされた1年でありました。いまだその被災は続いている現状であります。国外でもスマトラ沖地震では津波で未曾有の大惨事となってしまいました。避難勧告がもう少し早ければ、もっと早く行動していればなど、避難のおくれを災害を通じた教訓として行政の課題を点検し、行政、地域社会、住民がそれぞれ足元の防災を見直す機運を高めなければならないときであります。

平成17年度予算に種々消防予算が計上されておりますが、次の点についてお伺いをいたします。

新設センターに防災無線を設置されるか、本県防災無線整備は全国最低の31%であるが、本市の整備状況について、また今後の整備について、防災無線の活用範囲と活用方法について、消防署職員と消防団員との連携について、消防団員の活動について。

以上、お伺いをいたします。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 55番、武隈一郎議員の市政一般質問にお答えをいたします。

まず、京都議定書と新エネルギーについてお答えをいたします。

削減計画の策定について、地球温暖化の防止については人類共通の課題であり、その実現を図るためには、国際レベルでの取り組みに加え、地域の実情に適した取り組みが必要であると考えてお

ります。市といたしましても、自然環境と共生するまちづくりの施策の主要事業であります環境基本計画を策定し、市、事業者、市民が一体となって進めてまいりたいと考えております。

次に、地域再生計画の考え方がありますが、地域再生計画の趣旨は、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、持続可能な地域再生を実現するとされております。具体的には、内閣総理大臣の認定を受けますと、この計画の内容に基づき、当該地域に対して権限の移譲、補助事業の要件緩和、関係省庁が実施する施策の集中化、官庁間の施策の統合化などが行われるようになります。

現在、このような制度の趣旨や支援の方向性を踏まえ、内閣府からは国の各省庁の個別具体的な支援策が数多く示されております。この中で新エネルギー関連支援施策としては、バイオマス関連の補助対象枠の拡大が示されておりますが、これは新エネルギーを活用した環境施策の充実という観点で適用されるものではなく、地域再生計画の制度指針を見て、例えばバイオマス発電の利用等による山村振興、地域経済の活性化の推進という観点で適用されるものであります。

続きまして、新エネルギーの導入の考え方についてでございますが、現在の地球環境の深刻な状況を考えますと、自治体といたしましても公共施設等への新エネルギーの導入を進めていくことは、有意義な取り組みの1つであると認識しております。旧西那須野町で策定した西那須野町地域新エネルギービジョンの中で、新エネルギーの導入方法や施設等の計画を定めました。同計画には、地域の概況や新エネルギーに対する地域の指標等については、旧黒磯市及び旧塩原町も含めて整備しておりますので、基本的な考え方につきましては、那須塩原市としても生かしていけるものと考えております。

なお、現在まで自治体として太陽光利用施設やハイブリッド自動車の導入などに取り組んでおります。

また、平成17年から平成18年にかけて建設を計画しております太夫塚公園内の体験学習施設等で太陽光発電の導入を考えております。

引き続き一般市民に対する新エネルギー導入の支援についてでございますが、現在、国の外郭団体である財団法人新エネルギー財団が実施している住宅用太陽光発電導入促進事業による補助が一般的であります。一部の自治体においては、住民が住宅へ太陽光発電システムを設置する場合、これに上乗せ補助をしているところもございます。引き続き新エネルギー財団の補助事業のPRに努めてまいりたいと考えておりますが、新しい振興計画の中でも具体的な対策について検討してまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、総務部長より答弁をいたさせます。

以上です。

○議長（人見菊一君） 総務部長。

○総務部長（佐藤邦昭君） 私のほうから、地域防災と機械器具の最大限活用についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、今回予算も出ております総合コミュニティーセンターの防災につきましてのお尋ねですが、これは17年度に予定している総合コミュニティーセンター、これは塩原地内の新湯地区に新設する予定でございます。もう既に防災無線は以前から設置されているという状況でございます。

次に、防災無線の整備状況についてでございます。那須塩原市といたしましては、塩原地域においてはもう防災無線が整備されており、合併に当たっても、そのまま新市に引き継がれております。今後とも情報が伝わりにくい地域につきましては

改善に努めてまいりたい、このように考えております。

それと、防災無線の活用についてでございますけれども、塩原地区におきましては、今、申しましたように、従来から防災無線がありまして、それにつきましては、防災情報はもとより行政員の連絡方法の1つとして活用してまいっております。ただ、黒磯地域と西那須野地域につきましては、火災無線を中心としたものでありまして、災害警戒のための管内警戒予報の使用がほとんどでございます。

次に、消防職員と消防団員の連携についてございます。特に消防団につきましては、火災発生時における適切な消火活動、さらには、災害の場合には人命救助と消火活動、そして被害の拡大防止のための救援活動などにその機動力を発揮しているところでございます。

消防活動はさまざまな事態に対応することから、迅速かつ効果的な消防活動とその体制づくりのために、消防団員の関係については、常日ごろからスムーズな連携の体制が確立できるよう、訓練等において強化を図るとともに、十分留意してまいりたいと、このように考えているところでございます。

最後に、消防団員の確保についてでございますけれども、消防団の団員につきましては年々減少傾向にあります。定員の確保が課題となっておりますけれども、地域の部長さんや団員がみずから行っている募集活動を初めといたしまして、市の広報誌や消防関係機関の募集広報等を活用いたしまして団員の募集を展開いたし、地域消防団の団員の確保と組織の維持に努めてまいっております。

今後も地域住民の皆様に対しましてご理解とご協力をお願いしながら、引き続き広報誌等の活用に加え、イベント時に積極的に新規入団を呼びか

けるとともに、消防ポンプ車の更新など消防活動の環境整備に努めながら、地域の消防団の充実、強化を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君。

○55番（武隈一郎君） 現在、京都議定書については十分な認識を持って取り組むことがうかがわれましたが、この議定書は採択されたのが7年前であります。7年経過して、各自治体がどのように取り組んでこられたのか、その経緯と状況についてお伺いをいたします。

○議長（人見菊一君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 各自治体の経緯と経過ということですが、黒磯におきましては、平成13年に地球温暖化防止計画を策定するとともに、環境マネジメントシステムでありますISO14001を認証取得しまして、今まで取り組んできております。また、西那須野町におかれましては、14年に西那須野町環境保全率先実行計画を策定しまして、今まで取り組んできているところです。

そういった中で主な取り組みの状況ですが、黒磯におきましては、先ほども言いましたISO14001の中での、これは全体というよりも、その認証のサイドの中で整備をしておりますけれども、その結果を申し上げますと、11年度を基準にしまして電気あるいは庁舎内の燃料、暖房・冷房用の燃料、それから公用車燃料、それからごみの減量化等々に取り組んできておりますけれども、その結果としましては、11年度の基準、数値的に申し上げますと、これサイト内で58万9,537kWh、電気です。これに対しまして、56万1,155kWhということで、15年度の数値的にいきますとマイナス4.8%、あるいは庁舎内の燃料につきましては、

11年度基準に対しましてマイナス29.9%、それから公用車の燃料等につきましては8.1%のマイナスというような状況になっております。それから、西那須野につきましては、これは12年を基準にしておりますけれども、これは西那須野町としての事業所全体、事業所という考え方の中で、電気につきましては635万4,505kWhという12年度の基準に対しまして、15年度の結果ですと692万5,317kWhということで、8.9%電気量としては伸びていると、そんな状況になっております。それから、同じく庁舎内の燃料につきましては5.4%下がっている、あるいは公用車の燃料につきましては9.7%プラスになっております。取り組みの中ではこういうプラスマイナスがありますけれども。それから塩原については、その計画を持っていない中でごみの減量化等が始まったというようなことで、合併以前には聞いております。

そういった中で那須塩原市としましては、今後、全体の1つの計画というものをつくっていく中で進めてまいりたい、そんな考え方でおります。

以上です。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君。

○55番（武隈一郎君） 今までのあれでは、多少差があるのかなというような、そんな認識をしておりますが、温暖化防止対策についてはこれからが始まりということで、執行計画をよろしく願いたいと思います。

地域再生計画について、酪農地帯は大変優位な状況にあるのかなというふうに考えられますが、その点についてはどんな考えでございませうか。

○議長（人見菊一君） 企画情報課長。

○企画情報課長（高藤昭夫君） 地域再生計画に関しての酪農地域のお話だと思うんですけども、この地域再生計画、先ほど市長のほうから話がありましたように、国のほうでいろいろ支援メニュー

一というものが用意されていると、その中から該当するものについて支援を受けると、こういうシステムになってございます。

その中で、先ほどありましたようにバイオマス関連の補助対象枠の拡大、こういうものがあるということです。栃木は当然畜産の一大地でありますので、そういう部分ではこの補助との関連性はあるということにはなりますけれども、先ほど市長が申し上げたのは、この制度そのものが地域経済の活性化といいますか、こういう観点なので、議員が今お話しされている環境施策の推進という方向とはちょっと違うというようなことを、多分答弁の中で申し上げたのかなと、こんなことでございます。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君。

○55番（武隈一郎君） この畜産地帯の活性化には十分なると思うので、今後、有利な部分についてはよく検討させていただきたいと思います。

自治体に先ほど体験館、今度できる施設ですか、そこに太陽光の発電を設置するというふうに今聞こえたのですが、研修施設に設置ということですが、その発電能力、それから規模についてはどのようになっていますか。

○議長（人見菊一君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 建築のほうを担当しております建設ですが、太陽光発電のお話でありますけれども、パネルを64枚使用しまして、85㎡の面積を使ってございます。出力につきましては、最大10.688kWhということでございます。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君。

○55番（武隈一郎君） 県内の専門高校あるいは工業大学では、ソーラーカーや風力発電の研究、開発、活用を既に行っております。企業に劣らぬ状況下にあるわけでありましたが、生徒児童はもとより、地域住民に対し、地球環境保全の重要性や

新エネルギーへの関心を高めさせ、普及啓発できる教育環境施設、特に博物館等にこの太陽光ソーラー発電、あるいはその他の新エネルギーを導入する考えはございますか。

○議長（人見菊一君） 企画情報課長。

○企画情報課長（高藤昭夫君） お答え申し上げます。

先ほどの市長の答弁の中にありました旧西那須野町が平成16年2月に地域新エネルギービジョンなるものを策定いたしました。この中で幾つかの施設名は列記されているんですけども、基本的に公共施設には率先して、今議員が申されるような新エネルギーを啓蒙、啓発の意味が強いんだと思いますけれども、こういう時代の中で率先してやっていると、こういう報告書のまとまりになってございます。これらを参考にさせていただきながら、今後、新市においてもこれらの施策を練ってみたいと、このように考えているところです。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君。

○55番（武隈一郎君） 特に博物館等は、あそこに昔の生活様式、それを体験学習したり、火を起す施設とか、体験学習がありますが、今そういうものが大切な部分であります。また、芸術・文化を鑑賞するのもいいかと思いますが、やはりああいう子供たちを教育し、また一般人が訪れ、見るところに、太陽発電光とか自然エネルギーの発展するメカニズムをあそこで体験、見ることができたら、なおあの博物館等が生き生きとしてくるのではないかという思いがするので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

次に、新エネルギー導入に対して支援策がまだここではないわけではありますが、県内で支援策をされている自治体がありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（人見菊一君） 企画情報課長。

○企画情報課長（高藤昭夫君） 先ほどの市長の答弁の中にもありましたが、各自治体で上乘せ補助を実施している市がございます。市が5つの市、宇都宮、足利、今市、大田原、矢板、町が3つございまして、芳賀町、塩谷町、南河内町、以上です。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君。

○55番（武隈一郎君） 料金についてもお伺いいたします。

○議長（人見菊一君） 企画情報課長。

○企画情報課長（高藤昭夫君） 全部あれでしょうか。高いところ、それぞれまちまちなんですけども、よろしいでしょうか。では上からまいります。

まず、宇都宮市ですけれども、キロワット当たり2万2,500円ということで、上限が4kWhで9万円、それから足利市、キロワット当たり5万円で上限が4kWhの20万円です。今市市が、これは幾つか分かれております。2kWh未満が5万円、最大では10kWh未満20万円ということで、それぞれキロワットに対して数字が上がっていくと、こういうシステムをとっております。お隣の大田原市ですけれども、キロワット当たり7万円、上限が4kWhで28万円、矢板市がキロワット5万円、上限4kWhの20万円です。芳賀町につきましては、キロワット当たり10万円、上限が3kWhで30万円、塩谷町がキロワット当たり4万円、上限が4kWh16万円、最後に南河内町ですけれども、キロワット当たり2万円、上限が5kWhの10万円。

以上です。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君。

○55番（武隈一郎君） 各自治体で規模や環境状況の違いで支援幅が異なりますが、地球を救おうという思いは同じであると思います。当市においても最大の努力をし、早期施政に向けて実施され

ますよう期待をいたします。

ある女優がテレビコマーシャルで日本の屋根にソーラーをとという放映がされておりますが、近いうちには世界の屋根にソーラーが乗るときが来るのを期待しております。また、新市の街路樹には、街路灯はソーラー発電で設置された街路樹があるということを期待申し上げ、次に移ります。

昨日、3月10日は東京大空襲された日であり、あれから60年がたったわけであります。消防詰所、防災センターに設置された、塩原は当然防災無線を活用しているということでありますが、西那須野、黒磯はされていないのか、先ほどちょっとお伺いすることができなかったのですが、あの防災無線がせっかく設置されておりますが、ここには大きな地震とか大きな雪の災害とかは少ないわけで、ややもすると危機感を感じておりませんが、火災やおれおれ詐欺、それから振り込め詐欺、それから先ほども何回か出ておりますが不審者、それに交通事故等に対する防犯予防が重要であると思われませんが、あの防災無線はそれに使えないのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（人見菊一君） 総務部長。

○総務部長（佐藤邦昭君） 防災無線についての質問ですのでお答えさせていただきたいと思えます。

防災無線につきましては、同報系の無線と移動系の無線というものがございます。同報系の無線、これは塩原地区で使っているものでございます。これは行政無線に加えまして消防無線も使えるような、そういう設備になっております。それと、黒磯、西那須野で使っておりますのが移動局の無線で、これにつきましては、一応先ほども言いましたように車の上に乗せました中での移動局という形の中での無線という形になっております。塩原につきましては、これは電波法の中でそういう

目的と許可をもらっている部分だと思っております。ですから、西那須野町あるいは旧黒磯にあるものにつきまして、そこに行政の情報を流すということとはできないというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君。

○55番（武隈一郎君） せっかく防災無線として、現在西那須野防災センターにはついているわけですが、それが電波法に触れるということでは使えないというお話であります。電波法そのものが相当古い、終戦直後の電波法であると思えますが、今の時代に即応しない、危機管理を認識しない部分があると思えます。

そこで広域消防には莫大な予算を計上して、市長もその管理者の重要な責務を負っているわけですが、そういうときに、この防災無線の活用、電波法も多分触れるということで話題には出ないのかと思えますが、選挙のときには防災無線を流しているの、あれは災害とは関係なく使っておられるわけですか。市長には広域消防の方の責務的なことでご返答をお願いします。

○議長（人見菊一君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいまお話が出ております黒磯、西那須野の緊急伝達システムですか、それについては電波法上、一般的な行政の無線は流せないということになっておるそうでございます。多分選挙のときに使っているのも流してはいけないと、法律的に言えば言われるのかなというふうに思っております。それでも市民に到達をしたいということで、あえて無視をして使っているのかなというふうに思っておりますけれども、こういう会議の席で言うと後に残りますので困りますが、利用させていただいております。

そういうことで、一般行政無線は流せないとい

うことになっております。防災上の問題、例えば人がいなくなったとか、そういうことは災害という考え方に立って流しているということでございまして、塩原の方のものはきちとした防災行政無線ということで、多分認可を受けているということで、ふだんの情報も流せるという考えかというふうに思っております。

以上です。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君。

○55番（武隈一郎君） 現に消防以外は、災害以外に選挙等に既に利用しているわけでありまして、これからも大変子供たちの安全とか交通事故とか頻繁に心配するところがありますので、早急に、法の中で我々は生活しておりますが、その法を見直すよう極力知事と連携を密にして、早い対応ができるようお願いいたします。

団員の数についてお伺いします。

○議長（人見菊一君） 総務部長。

○総務部長（佐藤邦昭君） 消防団員の数という形でございますので、定数と実数ということで若干違っております。黒磯、西那須野、塩原で、黒磯の場合ですと定数が730でございます。実数は691、西那須野につきましては定数が355に対しまして実数314、塩原につきましては350の定数に対しまして実数が341と、このような状況になっております。

以上でございます。

○議長（人見菊一君） 55番、武隈一郎君。

○55番（武隈一郎君） 大変団員の確保が難しい状況にあることは伺いましたが、市民の人命、財産を守る予防消防、そして予防消防に努める団員の役割は、消防署職員と何ら変わることはないと思います。署員と団員のさらなる連携を深め、活躍されますようご指導願います。

さきの新聞に、消防庁では消防力の基準を改正

するというふうになっておりますので、その基準に沿った見直しがこれからはなされると思いますので、団員の確保には努めて努力されますようお願いいたします。

最後に、この地域が各種交通機関に恵まれ、また自然環境に恵まれ、天皇家初め多くの旅人が訪れ、また訪れるたびに思いやりのある都市だなど、そう感じられる安全で安心して住める地域、何よりも住民がこの地に住んでよかったですと思える県北の最大都市になりますようご期待申し上げ、私の質問を終わります。

大変ありがとうございました。

○議長（人見菊一君） 以上で、55番、武隈一郎君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◎発言の訂正

○議長（人見菊一君） ここで、市長から発言があります。

市長。

○市長（栗川 仁君） 答弁の訂正をお願いいたします。

3月8日に古山議員に答弁をいたしました件でございますけれども、広域事務組合で行われております第2期ごみ処理施設建設につきましては、広域の中で行うということでございますし、さらにその維持管理も広域の中で行うということで、ご訂正をお願いいたします。

○議長（人見菊一君） 以上で質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

各常任委員会は、委員会日程に基づき付託議案等を審査し、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

◇

◎議案の各常任委員会付託について

て

○議長（人見菊一君） 次に、日程第2、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のため各常任委員会に付託いたします。

議案第5号から議案第20号まで、議案第39号から議案第47号まで、及び議案第49号から議案第62号までの39件については、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

◇

◎散会の宣告

○議長（人見菊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分

◇

◎請願・陳情等の関係常任委員会付託について

○議長（人見菊一君） 次に、日程第3、請願・陳情等の関係常任委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出されました陳情5件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（人見菊一君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり各常任委員会に付託いたします。